

資料 1

第3次嘉麻市人権教育・啓発実施計画（令和6年度 実績他）

令和6年度 嘉麻市人権教育・啓発実施計画 実績他

嘉麻市 人権・同和対策課

< 目 次 >

●1.行政全体としての取組

1-1 人権感覚を高める・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1

1-2 相談業務に関する体制づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5

1-3 住民への情報提供など・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 9

●2.分野別人権施策の推進

1 部落問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 13

2 女性の人権問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 15

3 子どもの人権問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 17

4 高齢者の人権問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 20

5 障がいのある人の人権問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 21

6 アイヌの人々の人権問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 25

7 外国人の人権問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 26

8 HIV感染者・新型コロナウイルス感染者等の人権問題・・・・・・ P 27

9 ハンセン病患者・回復者およびその家族等の人権問題・・・・・・ P 27

10 犯罪被害者とその家族の人権問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 27

11 刑期を終えて出所した人の人権問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 27

12 インターネット上の人権問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 28

13 性的少数者の人権問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 28

14 ホームレスの人の人権問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 28

15 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権問題・・・・・・ P 28

16 災害発生時の人権問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 29

1. 行政全体としての取組

1-1 人権感覚を高める

- I 地域・職域など様々な形で行われる研修会などにおいて、人権の視点に立って実施するとともに、参加を促す効果的な環境づくりに努める。
- II 人権の視点に立った行政施策を推進するにあたり、まずは行政職員としての人権感覚を自ら学び考え行動し高めていくため、積極的に人権に関する研修会などに参加する。

No.	課（局）名	事業概要		
		令和6年度取組事項	令和6年度実績	成果と課題
1	人事秘書課	・福岡県男女共同参画センターなどの研修機関主催の研修に参加させるなど、幅広い人権の視点が持てる職員を育成する。	・福岡県男女共同参画センターが主催するDVやハラスメント等の基礎知識（実態や法律など）の研修に参加させるなど、人権意識の醸成に取り組んだ。 ・年間を通して、全職員対象にあらゆる人権問題に関する研修を実施し、人権意識の形成に努めた。	・今後も職員に対して啓発していく。
2	総務課・選挙管理委員会事務局	・職員対象の人権研修に積極的に参加し、行政職員に求められる人権意識の高揚を図る。 ・研修会開催時には朝礼等で参加を呼びかける。	・人権研修への参加と呼びかけを実施している。職員対象の人権研修に課内職員全員が参加することができた。	・研修に参加することで、人権意識高揚に努めることができた。今後も継続して行っていく。
3	デジタル戦略課	・人事秘書課が主催する人権研修に全員参加し、人権意識の高揚を図る。	・所属職員全員が人権研修に参加した。	・目標としていた取組事項は達成できたので、継続して行っていく。
4	防災対策課	・市が主催する研修会等に、全職員（会計年度職員を含む）1回以上参加し、人権意識の高揚を図る。	・全職員、1回以上研修会に参加した。	・人権に関する知識の向上ができた。今後は学んだ知識を業務に生かし、更なる人権意識の高揚に努める必要がある。
5	財政課	・人権意識の高揚を図るため、人権研修会に年1回必ず参加する。	・課内全職員が研修会に参加した。	・研修会に参加することで、人権に対する知識を深めることができた。今後も継続して人権研修会へ参加し、さらなる人権意識の高揚に努める。
6	男女共同参画推進課	・市民向け男女共同参画の啓発活動の実施に当たっては、人権の視点に立って実施する。 ・人権についての正しい理解と認識を持ち職務を遂行できるよう研修等に積極的に参加し、意識の向上に努める。	・あすばる男女共同参画フォーラム2024の映像視聴会を実施した(11月)。 ・市職員対象の人権・部落問題研修会に参加し、意識の向上に務めた。	・今後も継続して実施し、人権に対する知識と理解を深める。
7	管財課	・研修会等について自主的に参加する。	・職員各々が研修会に積極的に参加を行った。	・各職員が行政職員として多様化する人権に対する知識の必要性について改めて認識し、翌年度以降の研修会についても積極的に参加を推進したい。
8	総合政策課	・市開催の研修会に積極的に参加し、人権についての正しい知識・理解を深める。 ・課内での人権に係るOJTの推進	・市開催の研修会に全員1回以上参加し、人権についての正しい知識・理解を深めた。	・概ね取組が実施できているため、今後も引続き研修会等に参加し、人権についての正しい知識・理解を深める。
9	交通政策課	・市開催の研修会に積極的に参加し、人権についての正しい知識・理解を深める。	・全職員が研修会に参加した。	・今後も引き続き研修会に参加し、知識と理解を深める。
10	税務課	・全職員を対象とし、年1回以上の人権研修会への参加、または参加職員からの研修内容の伝達を受ける。	・全職員が研修会に参加した。	・研修を通して人権に対する知識を深めた。今後も継続して行っていく。

1. 行政全体としての取組（1-1 人権感覚を高める）

No.	課（局）名	事業概要		
		令和6年度取組事項	令和6年度実績	成果と課題
1 1	市民課	・地域で行う出前講座などを実施する際に、人権の視点に立った内容となるよう取り組む。 ・職員対象の研修会に職員全員で参加し、行政職員に求められる人権意識を身に付ける。	・出前講座など実施する際には、人権を尊重する視点から、分かりやすい表現や配慮を心がけて講座内容を構成した。 ・全職員が研修会に参加した。	・研修会に参加することにより、人権意識の高揚が図られた。
1 2	環境課	・人権意識の向上を図るため、各種研修会への全員参加に取り組む。	・職員全員が研修に参加した。	・人権に対する知識を深めることができた。引き続き実施していく。
1 3	健康課	・人権意識を高めるための学びの機会を確保するとともに、講演会等の企画にあたっては、人権の視点に立った内容であるか、丁寧な検証を行ったうえで実施する。	・会計年度職員も含めて、全員が1回は人権研修に参加した。研修で学んだことを活かし、人権の視点に立った内容で事業内容を検討した。	・事業内容の検討にあたって、人権について配慮するといった意識が高まった。
1 4	子育て支援課	・職員自らの人権意識を高めるため、人権に関する研修には積極的に参加し、意識の向上に努める。	・市主催の人権研修会に全職員が年1回以上参加し、人権意識の高揚を図った。	・引き続き、研修会に参加し、人権意識の高揚を図る。
1 5	高齢者介護課	・認知症に対する偏見を減らし、認知症の方も住み慣れた地域で役割を持って生活できるように、認知症に関する知識の普及・啓発を行う。（一般住民や小学生・中学生を対象に認知症サポーター養成講座を実施する） ・また、年1回以上、職員は、人権の研修会の参加、または参加職員からの研修内容の伝達を受ける。	・認知症サポーター養成講座 20回 延べ282人 認知症サポーター 延べ 3,303人 ・人権研修会について、職員は年1回以上参加し意識の高揚を図った。	・市内小学生を対象に認知症サポーター養成講座を実施し、子供達も参加する支え合いの街づくりを進めている。また、庁内職員についても同様に講座を実施し、認知症に関する知識を習得し自己研鑽を図った。
1 6	社会福祉課	・人権についての正しい理解と認識を深めるとともに、人権尊重の視点に立ち職務を遂行できるよう、人権に関する研修等に積極的に参加し人権意識の高揚を図る。	・各種人権研修に職員全員が積極的に参加し、人権意識の高揚を得る事ができた。	・今後も研修を活かし、行政職員として人権の視点に立った意識の高揚に努める。
1 7	こども育成課	・人権尊重の視点に立った職務を行うために、職員の各種研修会への積極的な参加を促す。	・人事秘書課が実施する職員対象の人権研修をはじめ、各種研修会に参加した。	・研修を通じて人権についての理解を深め、人権意識の高揚を図った。引き続き、業務を調整し、職員の人権研修への参加を推進していく。
1 8	生活支援課	・人権意識の向上を図るため、人事秘書課、人権・同和対策課等が開催する研修会等への職員の積極的な参加を促す。	・年間の研修計画を課内供覧し、開催される各研修会に、職員は積極的に参加した。	・突発的な業務対応等で、どうしても参加できない職員もいたが、引き続き、全職員がいずれかの研修に参加できるよう努めたい。
1 9	農林振興課・農業委員会事務局	・人権・部落問題研修会への積極的な参加を促し、全職員の研修参加を目指す。	・市主催の人権・部落問題研修に積極的に参加し、意識の向上に努めた。	・今後も継続して積極的な参加を推進し、人権意識のさらなる向上を図る。
2 0	産業振興課	・職員一人ひとりが人権についての正しい理解と認識を深めるとともに、人権尊重の視点に立ち職務を遂行できるよう研修等に積極的に参加する。	・人権尊重の視点に立った職務遂行に向けて、人権研修に積極的に参加した。	・研修受講を経て、人権意識を常に持ち職務上取り組むことができた。また、今後も継続的に学習していくことで意識の醸成を図っていきたい。
2 1	住宅課	・職員自らの人権意識を高めるため、各職員が人権に関する研修に積極的に参加し、意識の向上に努める。	・研修日と業務が重なり、一部の職員が研修に参加できなかった。	・職員全員が研修会に参加できるよう課内で業務調整を行う。

1. 行政全体としての取組（1-1 人権感覚を高める）

No.	課（局）名	事業概要		
		令和6年度取組事項	令和6年度実績	成果と課題
2 2	土木課	・人権意識のさらなる向上を図るため、人権研修への積極的な参加に取り組んでいます。	・課職員全員に人権研修への参加を促しているが、病休等で一部の職員が研修会に参加ができなかった。	・課職員の人権意識をさらに高める。また、研修日の把握を事前におこない課職員全員の研修会参加を推進していく。
2 3	会計課	・職員人権・部落問題研修会へ積極的に参加し、知識を深めるとともに、人権意識の高揚を図る。	・所属職員全員が、開催されるいずれかの研修会に参加した。	・研修会に参加し、知識を深めるとともに、人権意識の高揚が図られた。
2 4	水道局	・人権意識の向上を図るため、各種研修会への全員参加に取り組む。	・全職員が人権研修に参加した。	・人権について意識を高めることができた。今後も継続して参加に取り組む。
2 5	教育総務課	・各種研修会に積極的に参加する。	・市主催の各種研修会に積極的に参加した。	・各種研修会に参加することにより、人権意識の高揚が図られた。
2 6	学校教育課	・行政職員として自らも研鑽し学ぶため研修会に自主的に参加する。	・人事秘書課主催の職員人権・部落問題研修会に全職員参加することができた。 ・人権問題に関する教職員研修会の実施、参加 年間 1 回	・今後も研修会に全職員の参加を目標とし、人権意識の高揚に努める。 ・オンデマンド方式で教職員研修会を実施することができた。 ・各学校の状況に応じて研修を実施することができた。
2 7	学校施設課	・研修会に積極的に参加し、人権意識の高揚を図る。	・課内全職員が人権研修会に参加した。	・職員全員、人権意識の高揚が図れた。
2 8	生涯学習課	・地域の実情やニーズの把握に努め、人権研修が、自主的・主体的な研修となるよう働きかける。 ・市のみならず、県や関係機関等開催の研修会について、職員の参加促進を行う。	・課内全職員が人権研修会に積極的に参加した。また、県や関係機関等などにより開催される研修会等にも参加し、人権問題の知識と理解を深めた。	・社会情勢や地域の実情の把握に努め、人権研修が、自主的・主体的な研修となるよう引き続き働きかける。 ・市のみならず、県や関係機関等開催の研修会について、職員の参加促進を行う。
2 9	スポーツ推進課	・職員の人権意識の高揚を図るため、人権研修会に積極的に参加する。	・課内全職員が積極的に人権研修会に参加し、人権意識の高揚に努めた。	・人権研修会に継続して参加することにより、さらなる人権意識の高揚を図る。
3 0	議会事務局	・積極的に人権に関する研修会などに参加する。	・全職員が人権研修に参加した。	・人権研修に継続して参加し、人権意識の高揚に努める。
3 1	監査委員事務局	・職員一人ひとりが積極的に研修等に参加することで、さらなる人権意識の高揚を図る。	・課内全職員が積極的に研修等を受講した。	・研修等に参加することで、人権意識高揚に努めることができた。今後も継続して行っていく。
3 2	総合支所 （碓井・山田・嘉穂）	・嘉麻市職員人権・部落問題研修会や、市主催の研修会・講演会等に参加することにより、人権意識の効用を図る。	・会計年度任用職員を含む全職員が受講した。	・窓口業務という市民と直接かかわりのある業務のため、日頃から人権意識を高める必要がある。

1. 行政全体としての取組（1-1 人権感覚を高める）

No.	課（局）名	事業概要		
		令和6年度取組事項	令和6年度実績	成果と課題
33	人権・同和対策課	・市民の人権感覚を高めていくための誰もが参加しやすい講演会や各種媒体を活用した啓発活動を行っていく。また、そのために必要となる職員自身の人権感覚を向上させるため、福岡県をはじめとする関係団体などで実施されている研修会等に参加し自己研鑽に努める。	・人権のつどいでは、ネット上の人権侵害について山口県人権啓発センター事務局長の「川口泰司」さん、戦争をテーマに講談師の「神田香織」さんを講師に迎えて講演会を実施した。 ・県や関係団体により開催される研修会に積極的に参加し自己研鑽に取り組んだ。	・人権のつどいの参加者を増加させるため、内容や周知方法等について工夫していく。 ・当課のみでなく、全庁的に職員の人権意識高揚を図るため、引き続き様々な職員研修への参加を促していく。

1. 行政全体としての取組（1-2 相談業務に関する体制づくり）

1-2 相談業務に関する体制づくり

I 庁内各部署の窓口業務などでの対応はもちろん、人権に関する相談が含まれるような場合においても、まず相談者に傾聴する姿勢を示し、問題解決の糸口を見出すために、他の適切な相談窓口へつなぐこと。また、各々の部署において国、県の機関と連携し、常に相談業務に対応出来る体制の構築や人権問題の解決に向けた体制の充実を図る。

II 各部署における相談窓口またはその開設など、住民にわかりやすく情報提供することに努める。

No.	課（局）名	事業概要		
		令和6年度取組事項	令和6年度実績	成果と課題
1	人事秘書課	・日頃より相手の立場、人権の視点に立って対応できるように人権研修を実施する。	・各種人権についての対応が出来るよう、様々な人権課題の研修を実施した。	・今後も様々な人権課題の内容について研修を実施し、幅広く相談業務ができる職員を育成する。
2	総務課・選挙管理委員会事務局	・市民の悩み事や心配などに対応するために、相談窓口を設け関係機関等と連携し市民の皆さんが安心して暮らせるよう体制の整備を図っていく。	・市民相談窓口で関係機関等と連携し、市民の皆さんへ対応している。	・今後も継続して行っていく。
3	デジタル戦略課	・電話応対及び窓口対応等において、まず傾聴し、相手の立場や人権の視点に立ち、市民に寄り添った対応ができるよう務める。	・電話応対及び窓口対応について、相手の立場や人権の視点に立ち、市民に寄り添った対応ができた。	・目標としていた取組事項は達成できたので、継続して行っていく。
4	防災対策課	・空家相談や避難所運営の際は、相手の立場、人権の視点に立って対応する。 ・問題が発生した際は担当部署と情報を共有し連携して、問題解決に努める。	・空家相談や避難所運営の際は、研修会等で得た知識を生かし、相手の立場、人権の視点に立った対応を行った。	・人権に関する相談や問題は発生しなかったが、引き続き意識の高揚に努め、よりよい窓口対応を行う必要がある。
5	財政課	・人権相談があった場合には、関係部署と連携を行っていく。	・人権に関する問い合わせは生じなかった。	・引き続き、人権に対する意識を持ち続け、適切な対応を心掛ける。
6	男女共同参画推進課	・女性相談に応じるにあたっては、人権の視点に立って対応し関係課や関係機関と連携しながら、問題解決に努める。 ・緊急性のある相談には、警察や県の機関と連携し 本人の安全・安心を確保し迅速な対応を図る。	・女性相談については、人権の視点に立ち、関係部署と連携し相談対応を行った。 ・緊急性のある相談には、関係機関と連携し、安全を確保のもと迅速に対応した。	・今後も継続して実施する。
7	管財課	・相手の意見を尊重し、常に相手の立場に立った窓口対応に努める。相談等があった場合、相談内容に関する関係部署への連携を図り、問題解決に努める。	・本年度は、人権に関する相談はなかった。	・今後も相談があった際には、早急に対処できるように関係各課と連携・情報共有を密にしていきたい。
8	総合政策課	・研修会等で培った知識を基に、相手の立場や視点を意識した窓口対応を心掛ける。 ・人権に関する相談があった際は、担当部署等と連携し対応する。	・研修会等で培った知識を基に、相手の立場や視点を意識した窓口対応を心掛けた。 人権に関する相談件数0件	・概ね取組が実施できているため、今後も引続き研修会等に参加し、培った知識を基に、相手の立場や視点を意識した窓口対応を心掛ける。
9	交通政策課	・研修会等で培った知識を基に、相手の立場や視点を意識した窓口対応を心掛ける。	・窓口対応等において、人権に関する問い合わせは生じなかった。	・研修会等で人権意識を高めつつ、今後も相手の立場や視点を意識した市民対応を行っていく。

1. 行政全体としての取組（1-2 相談業務に関する体制づくり）

No.	課（局）名	事業概要		
		令和6年度取組事項	令和6年度実績	成果と課題
10	税務課	・納税相談など窓口等の対応にあたり、人権の視点に立った対応を心がけるとともに、分かりやすい表現を用いた説明に努め、人権相談があった場合には関係部署等と連携を行っていく。	・納税相談の際、滞納の要因を探っていく中で、人権の視点もあわせて意識しながら、詳細な聞き取りを心がけた。	・滞納が継続している世帯で、経済的DVがある世帯について、担当部署と継続的な情報共有を行っていく。
11	市民課	・人権に関する相談も含め、窓口業務での対応は、来庁者の話に傾聴するよう取り組む。その中で、人権に関する内容が含まれていた場合は、これまで同様、各相談部署へ案内できるよう職員の情報共有を図る。	・来庁者の相談に対し、傾聴を重視した窓口対応を実施できた。関係部署への案内を行うため、職員間で情報共有を徹底した。	・相手の立場や人権の視点に立った窓口対応を継続して行う。
12	環境課	・相手の立場や視点を意識した窓口対応を心掛け、人権に関する相談があった際は、担当部署等と連携し対応する。	・相手の立場に立った窓口対応を心掛け、関係部署と連携を図り、問題解決に努めることができた。	・今後も引き続き、住民の立場に立った対応に努める。
13	健康課	・日頃の窓口対応等において、常に相手の立場に立って傾聴し、内容によっては、関係機関と連携した適切な対応ができるよう、自己研鑽に努める。	・相談の際には、まずは相手の立場にたって傾聴し、相手の状況に応じた適切な対応を心がけた。	・相手の話に耳を傾けることで、課題を整理し、複数の関係機関と連携し、継続した支援を行うことができた。
14	子育て支援課	・窓口対応等において、常に相手の立場に立って傾聴し、内容によっては、関係機関と連携し適切な対応を行う。	・常に相手の立場や状況（託児など）に応じ、関係機関と情報を共有し、適切な支援を行った。	・引き続き、相手の立場や人権の視点に立ち、窓口対応等を行う。
15	高齢者介護課	・人権に関する相談があれば、相談者の抱える問題に対応する相談窓口につなぎ、関係部署及び関係機関と連携して、本人の安全・安心を確保し迅速な対応を図る。	・認知症高齢者に関する相談 199件 ・虐待に関する相談 26件 ・権利擁護に関する相談 89件	・人権に関する相談があった際は、適切な相談窓口へつなぐため、関係部署及び関係機関と連携し、迅速な対応ができるよう努める。
16	社会福祉課	・日常業務において、常に相手の立場や人権の視点に立った対応を心掛け、人権に関する相談があった場合などは、各種人権相談についての担当部署と連携し問題解決に努める。 ・また、障がいのある人からの相談については、飯塚圏域障がい者基幹相談支援センターとも連携し相談体制の充実を図る。	・日常業務において常に人権意識をもって対応した。 ・また、障がいのある人からの相談については、飯塚圏域障がい者基幹相談支援センターと情報を共有し、連携して相談体制の充実を図った。	・今後も常に相手の立場や人権の視点に立った対応を行い、人権相談については、担当部署と連携し問題解決に努める。
17	こども育成課	・保育所、学童保育所及び窓口等において、日頃より利用者が話しやすい関係性を構築できるように努める。	・人権に関する相談はなかったが、人権尊重の意識をもって個々の相談に対応するとともに、関係機関とも連携を図った。	・保育所・学童保育所では、日頃から送迎時等に保護者とコミュニケーションを図り、話がしやすい関係性を構築した。窓口でも丁寧な対応を行った。
18	生活支援課	・生活保護の申請時や被保護者からの相談を受ける場合等には、相手の立場に寄り添い相談を受け、人権意識の視点に立った対応を行っていく。	・相手の立場や状況に応じ、自身が享受することができる権利をきめ細かく説明することに取り組んだ。	・子どものいる世帯等へのチラシ配布など、生活向上のため努めたが、理解が浸透しづらい場面もあったため、より理解しやすい説明を心掛けたい。
19	農林振興課・農業委員会事務局	・市民からの相談について、内容を傾聴し、人権意識をもった適切な対応ができるよう努める。	・研修等で学んだことをいかし、人権意識をもって相談や各種対応を行うことができた。	・常に人権意識をもち、相手の立場に立った対応を心がけていきたい。
20	産業振興課	・人権問題事案等の共有化を図り、人権問題に対する鋭敏な「気づき」を体得する。 ・関係機関との連携を継続し、相談体制の充実を図る。	・業務上、人権問題に対し情報・意識を共有することで、常に意識を向け取り組むことができた。	・職員一人ひとりの人権問題への意識が高まってきている。市民等と関わる際には人権の視点に立った対応を心がけていく。

1. 行政全体としての取組（1-2 相談業務に関する体制づくり）

No.	課（局）名	事業概要		
		令和6年度取組事項	令和6年度実績	成果と課題
2 1	住宅課	・市民の立場に立った電話対応、接客等を心掛け、人権尊重の視点を持って、きめ細やかな対応に務める。	・マニュアル等を活用して、人権尊重の視点を持って、きめ細やかな対応に努めた。	・今後も市民の立場や人権を尊重し、適切な対応を心掛ける。
2 2	土木課	・人権意識を持ち、相手の意見を尊重し、常に相手の立場に立った窓口対応に努める。また、人権に関する相談があった場合は課内で情報共有し課内での解決に努める。課内での問題解決が困難な場合は、所管課と連携し問題解決に努める。	・関係各課と連携し、相手の立場に立った窓口、電話対応を取り組むことができた。	・引き続き、相手の意見を尊重し、常に相手の立場に立った対応に務めていく。
2 3	会計課	・窓口業務などで、人権に関する相談があった場合は、積極的に相談者の話を聞き、問題解決に向けて、関係部署との連携を図る。	・丁寧で分かり易い言葉遣いを心がけ、関係課とも協力しながら適切な窓口対応に努めた。	・必要に応じて担当課を案内するなど、相手の立場に立った丁寧な窓口対応を継続して行っていく。
2 4	水道局	・窓口対応等において、市民目線に立った対応を行うとともに、それぞれの事情に配慮した対応に取り組む。	・窓口対応等において、相手方の立場に立った対応を行うことができた。	・今後も市民目線に立った対応を心がけながら、窓口対応等を行っていく。
2 5	教育総務課	・相手の立場や人権の視点に立った窓口対応や電話対応を行う。	・窓口対応や電話対応は、常に相手に寄り添い、人権の視点に立った対応を確実に取り組むことができた。	・相手の立場や人権の視点に立った窓口対応を継続して行っていく。
2 6	学校教育課	・日頃より相手の立場、人権の視点に立って対応し、人権に関する相談があった場合など、各種人権相談についての担当部署と連携し、問題解決に努める。また、国や県の関係機関と連携し相談体制の充実を図る。	・日常的に学校支援室等関係機関と連携した相談への対応を行うことができた。	・いじめ、体罰事案についての相談については、相談窓口や警察等と連携した取組を進めることができた。
2 7	学校施設課	・相手の立場及び人権の視点に立った窓口対応を行う。	・電話対応や事業現場において、人権意識をもって対応を行うことができた。	・今後も市民の立場や人権を尊重し、適切な対応を心掛ける。
2 8	生涯学習課	・日常業務において、常に市民の立場に立った対応を心掛け、職員各自が身近な人権課題に対し正しい認識を持ち、それらの認識が態度や行動に確実に根付くための取組の推進を図る。	・日常業務において、常に市民の立場に立った対応を心掛けた。職員各自が身近な人権課題に対し正しい認識を持ち、それらの認識が態度や行動に確実に根付くため各種研修会等に参加した。	・職員等の人権感覚が高まるよう、各種研修会等に積極的に参加を促し、学びを定着させる。
2 9	スポーツ推進課	・相手の立場を尊重した接遇や電話対応を心がけ、人権の視点を常に意識して、きめ細やかな対応に努める。また、問題が生じた場合には、関係部署や関係機関との連携を図り、迅速な問題解決に努める。	・常に相手の立場を尊重し、きめ細やかな対応に努めた。	・今後も相手の立場を尊重し、人権の視点を常に意識して、きめ細やかな対応に努める。
3 0	議会事務局	・相談者の視点に立ち、人権に配慮し対応する。	・相談者の人権を尊重することを心がけ、業務を行った。	・相談者の人権に配慮した業務を行うことにより、業務の中で人権意識を高揚させることができた。
3 1	監査委員事務局	・業務の遂行にあたり、相手の立場や人権の視点に立って対応できるよう心がけ、日ごろより人権意識の高い職場づくりの構築に努める。	・日ごろより相手の立場や人権の視点に立った対応ができるように心がけ、人権意識の高い職場づくりの構築に努めた。	・引き続き、常に人権意識をもち相手の立場に立った対応を心がける。

1. 行政全体としての取組（1-2 相談業務に関する体制づくり）

No.	課（局）名	事業概要		
		令和6年度取組事項	令和6年度実績	成果と課題
3 2	総合支所 （碓井・山田・嘉穂）	・常に相手の立場、人権の視点に立って対応し、人権に関する相談があった場合は、担当部署と連携を図っていく。	・窓口や電話等で、相手の立場に立った対応を心掛けた。	・様々なケースに合わせた対応ができるように、人権意識の高い職場づくりに努める必要がある。
3 3	人権・同和対策課	・多岐にわたる相談内容に対して的確に対応できるよう情報収集等自己研鑽に努めることに加え、解決につなげるための情報共有等、関係機関との協力体制を維持する。	・生活相談 218件、健康相談 437件、教育相談 187件、育児相談 11件、就職相談 35件、その他の相談 26件の合計 914件の相談を受けた。 ・県や関係機関と相談内容に応じて連携をとりながら対応した。	・様々な相談に対応できるよう、様々な研修に参加し相談員としての資質向上を図るとともに、関係機関と連携できるよう関係を築いていく。

1. 行政全体としての取組 （1-3 住民への情報提供など）

1-3 住民への情報提供など

I 住民に対する行政サービスなどの情報提供の手段であるホームページや広報紙への掲載、チラシやポスターなどを作成する際は、人権の視点を踏まえたものとし、

住民に対して正しい知識と理解が深められるよう創意工夫する。

II 住民に対し、研修会などの開催、チラシや啓発物といった情報媒体の配布など、各部署において行政との関連性のある団体や関係機関への周知に努める。

No.	課（局）名	事業概要		
		令和6年度取組事項	令和6年度実績	成果と課題
1	人事秘書課	・正しい知識と理解が深められるように、人権の視点にたって、広報紙等を作成する。	・誰にでもわかりやすい広報紙等の作成に努めた。	・今後もより人権の視点に立って、正しい知識と理解が深められるような内容になるよう取り組む。
2	総務課・選挙管理委員会事務局	・市報への掲載及び啓発冊子の発行・チラシやポスター等の作成については人権の視点に立って住民に対し、正しい知識と理解が深められるよう情報提供に努める。	・チラシ等を作成する際は、人権の視点に立って、市民への情報提供に努めている。	・人権の視点に立って作成を行い、市民への情報提供に努めた。今後も継続して行っていく。
3	デジタル戦略課	・情報提供について、人権の視点に立つことで、分かりやすく理解が深められる情報を、HPやSNSなど、様々な媒体を活用して情報提供に努める。	・情報提供する際は、人権の視点に立ち、分かりやすく理解が深められる内容となるように心掛けるとともに、様々な媒体を活用して情報提供に努めた。	・目標としていた取組事項は達成できたので、継続して行っていく。
4	防災対策課	・市報への掲載及び啓発冊子の発行・チラシやポスター等は人権の視点に立って作成し住民に対し、正しい知識と理解が深められるよう情報提供に努める。	・市報への掲載及び啓発冊子の発行・チラシやポスター等は人権の視点に立って作成し、住民に対し正しい知識と理解が深められるよう情報提供に努めることができた。	・今後も継続して行う。
5	財政課	・市報等での住民周知については、正しく情報を伝えとともに人権の視点に立って作成する。	・広報紙等への掲載内容については、人権の視点に立ち、市民に分かりやすい表現で作成するように心掛けた。	・今後も継続して実施する。
6	男女共同参画推進課	・本市における男女共同参画社会の実現を図るため、市広報紙への掲載や啓発チラシ・啓発ポスター、SNS等を活用して男女共同参画及びDV防止の啓発を行う。	・6月の男女共同参画週間、11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間については、市広報紙及び市ホームページへの掲載記事、各公共施設へのポスター掲示、デジタルサイネージ・LINE等の配信による啓発を実施した。また、11月には子育て支援課及び嘉麻警察署と街頭啓発活動を行った。	・今後も継続して実施する。
7	管財課	・市報掲載等については、わかりやすい表現・文章等により理解が深められるよう努める。	・広報・ホームページ作成において、わかりやすい表現・文章等に注意し業務を行った。	・今後も住民への理解の得やすいわかりやすい表現での情報提供に努めていきたい。
8	総合政策課	・市報等での住民周知について、人権関係各課と十分に協議する。 ・チラシ等を作成する際は、人権の視点に立って作成を行い、市民への情報提供に努める。	・市報等での住民周知について、人権関係各課と十分に協議を行った。 ・チラシやアンケート等を作成する際は、人権の視点に立って作成を行い、市民への情報提供等に努めた。	・概ね取組が実施できているため、今後も引続き市報等での住民周知について、人権関係各課と十分に協議する。 ・概ね取組が実施できているため、今後も引続きチラシ等を作成する際は、人権の視点に立って作成を行い、市民への情報提供に努める。
9	交通政策課	・チラシ等を作成する際は、人権の視点に立って作成を行い、市民への情報提供に努める。	・チラシやホームページ作成時は表現に気を付けながら作業を行った。	・引き続き様々な観点において注意しながら情報提供に努める。

1. 行政全体としての取組（1-3 住民への情報提供など）

No.	課（局）名	事業概要		
		令和6年度取組事項	令和6年度実績	成果と課題
10	税務課	・税情報のお知らせや申告案内において、誰もがわかりやすく、正しい知識や理解が深められるような情報提供に努める。	・税情報のお知らせや申告案内において、誰もがわかりやすく理解が深められるような表現に努めた。	・今後も継続して、誰もがわかりやすく、正しい知識や理解が深められるような情報提供に努める。
11	市民課	・今後とも人権意識を持って、正しい情報が提供できるように取り組んでいく。	・市報やチラシ等の作成及び市民への窓口対応には、人権の視点に立って取り組むことができた。 ・人権のつどい（12月）において、第三者が戸籍や住民票を取得した際に本人にお知らせする本人通知制度についてのチラシを配布し、周知を行った。	・取り組みは実施できている。今後も継続して人権の視点に立って情報提供できるよう努める。
12	環境課	・情報提供について、人権の視点に立って、分かりやすく理解が深められるよう、HP、SNSなどを活用して情報提供に努める。	・ホームページや広報紙などを通して、住民に対し分かりやすく、情報を提供することができた。	・今後も住民に理解してもらえるよう、分かりやすい情報提供に努めていく。
13	健康課	・情報発信の際は、常に受け取る相手の立場に立って考え、正確な内容を分かりやすく伝えることを念頭に置く。	・情報発信として、市民の方がわかりやすいようにホームページや広報などの媒体を活用した。作成に当たっては、担当者一人で作成するのではなく、課全体で内容を吟味し、わかりやすい原稿づくりを検討した。	・ホームページや広報などの情報発信により、教室の申込やがん検診の申込などが増えた。
14	子育て支援課	・情報発信の際は、受け取る相手の立場に立って考え、正確な内容を分かりやすく伝えることができるよう務める。	・常に人権の視点に立ち、分かりやすい表現で情報発信を行った。	・今後も、人権の視点に立った情報発信を行う。
15	高齢者介護課	・介護保健事業や高齢者福祉事業の冊子の発行等の際、担当者や係だけでなく、課内の係長以上で、協議（審査）の上、適切な情報提供を行う。	・冊子の発行等の際は、人権の視点に立って作成するよう担当者や係だけでなく、課内の係長以上で協議、確認し、適切な情報提供ができるよう努めた。	・担当者や係だけでなく、課内全体で協議、確認することにより、適切な情報提供ができるほか、職員のスキルアップにも繋げることができた。
16	社会福祉課	・広報紙への情報掲載、ポスター・チラシ等の作成の際は、人権の視点に立った作成に努め、関係機関と連携し人権に配慮した啓発や情報提供を積極的に行っていく。	・正しい知識と理解が深められるように「障がい福祉のしおり」を解りやすい表現で作成し、窓口配布やホームページにおいて公開する等、積極的に情報提供を行った。	・飯塚圏域障がい者基幹相談支援センターのホームページにおいても事業所の情報などを公開しており、今後も人権に配慮した啓発や情報提供に努める。
17	こども育成課	・保育所、学童保育所において、人権に関する情報等を積極的に掲示及び配布を行い、情報提供に努める。	・保育所や学童保育所、窓口において人権に関する情報等（ポスター、チラシ等）の掲示及び配布を行い、周知に努めた。	・情報提供や周知に努めたものの、研修会への参加につながったかなど、具体的な成果の把握が難しい。
18	生活支援課	・「保護のしおり」等被保護者への配付物には、全てふりがなをつけ、文字を大きくして見やすくするなど、相手方の視点に立った配慮を行う。	・被保護世帯や相談者に配布する「生活保護のしおり」は、文字を大きくし、全てふりがなをつけている。 ・嘉麻市ホームページに「生活保護制度について」を掲載し、情報が取得しやすい環境整備に努めた。	・引き続き、工夫改善に努めていきたい。
19	農林振興課・農業委員会事務局	・市報や配布物等について、人権の視点をふまえた、わかりやすい表現に努める。	・各配布物やホームページの作成において、人権の視点に立ち、わかりやすい表現方法を心がけた内容作成に努めた。	・今後も、人権の視点に立った内容作成に努める。
20	産業振興課	・市報等の掲載については人権の視点に立った内容を心がけ、担当者だけでなく複数の職員の目を通しチェックする。また、場合によっては関係部署等にも相談するなどの体制を取る。	・市報をはじめとする、様々な事業の広報について、担当者だけではなく複数で確認し、人権の視点に立った周知に努めることができた。	・常に人権意識を持つことで、情報提供時において、人権の視点に立って対応することができた。

1. 行政全体としての取組（1-3 住民への情報提供など）

No.	課（局）名	事業概要		
		令和6年度取組事項	令和6年度実績	成果と課題
2 1	住宅課	・住宅課で作成する市営住宅入居募集のしおり、入居者に対する通知等では、誰にでも分かりやすい表現方法を心がけ、情報提供に努める。	・作成した市営住宅入居募集のしおり、入居者に対する通知等で、分かりやすい表現方法を心がけ、情報提供に努めた。	・目標としていた取り組みは実行できたので、今後も継続して行っていく。
2 2	土木課	・市民に向けた案内、説明文書等の作成にあたっては、分かりやすい表現での情報提供に努めます。	・道路規制及び工事規制の情報は、相手の立場に立ったわかりやすい説明文書等で情報提供が図れた。	・規制及び情報は、わかりやすい表現での情報提供を継続する。
2 3	会計課	・ホームページの作成に当たっては、人権の視点を踏まえたものに留意し作成する。	・人権の視点に立った、わかりやすい情報提供に努めた。	・引き続き、人権の視点に立った、わかりやすい情報提供に努める。
2 4	水道局	・情報発信を行う際には、人権の視点に立ち、わかりやすい内容にすることに努める。	・市報等で情報提供を行う場合は、相手の視点に立ったわかりやすい情報提供を行うことができた。	・今後も相手の視線に立ったわかりやすい情報提供を行う。
2 5	教育総務課	・人権の視点に立った情報提供を行う。	・広報紙等への掲載内容については、市民にわかりやすい表現となるように努めた。	・引き続き人権の視点に立った情報提供を行っていく。
2 6	学校教育課	・市報への掲載及び啓発冊子の発行・チラシやポスター等は人権の視点に立って作成し住民に対し、正しい知識と理解が深められるよう情報提供に努める。	・学校だよりや保護者への文書等では、難解な漢字にはルビを打つなどユニバーサルデザインを意識して作成を行った。また、読み書き等理解が困難な保護者に対しては、学校を通じて通知の説明を行った。	・常用漢字でも難解な漢字については、ルビを打つなど配慮することができた。外国語を母語とする方や、点字を必要とする方への対応ができていないが、読み書き等理解が困難な保護者に対しては、学校を通じて通知の説明行った。
2 7	学校施設課	・市報等による市民周知等の際は、人権の視点に立った掲載を行う。	・市報等への掲載の機会はなかったが、報告等の情報提供の際には人権の視点に立つことを心がけた。	・今後も人権の視点に立った情報提供に努める。
2 8	生涯学習課	・啓発冊子の作成（他課との共同作業）年1回発行し、市報への掲載や市が発行するチラシ、ポスター等において、人権の視点に立った表現を行う。	・啓発冊子については、ヤングケアラーやこどもの人権についての内容をよりわかりやすく伝えることができた。市報等においては、誰もがわかりやすい表現を行った。	・啓発冊子の作成（他課との共同作業）年1回発行市報への掲載や市が発行するチラシ、ポスター等において、人権の視点に立った表現を継続して行う。
2 9	スポーツ推進課	・ホームページ及び市広報紙への掲載には、人権の視点に立ち、わかりやすく丁寧な表現方法を心がけた情報提供に努める。	・ホームページ及び広報嘉麻等への掲載においては、簡潔でわかりやすい内容の記載を心掛けるよう努めた。	・継続して、人権の視点に立ち、わかりやすく、丁寧な内容の記載に努める。
3 0	議会事務局	・議会だよりの発行に際しては、人権の視点を踏まえる。	・人権に配慮した紙面づくりを心がけた。	・継続して人権の視点に立ち、わかりやすく、親しまれる議会だよりの発行に努める。
3 1	監査委員事務局	・広報紙やホームページ等への掲載の際は、人権の視点を踏まえて作成し、住民に対してわかりやすく、正しい知識と理解が深められるよう情報提供に努める。	・情報発信の際は、人権の視点を踏まえて、住民に対してわかりやすく、正しい知識と理解が深められるよう創意工夫に努めた。	・引き続き人権の視点を踏まえ、住民に対してわかりやすく、正しい知識と理解が深められるよう情報提供を心がける。

1. 行政全体としての取組（1-3 住民への情報提供など）

No.	課（局）名	事業概要		
		令和6年度取組事項	令和6年度実績	成果と課題
3 2	総合支所 （碓井・山田・嘉穂）	・ 情報提供を行う際は、人権の視点に立ったうえで、住民に対し、正しい知識と理解が深められるよう創意工夫を行う。	・ 住民に対し、人権の視点に立った理解しやすい情報提供を行った。	・ 住民に対し、人権の視点に立った正しい知識と理解が深まるような、情報提供を行うよう努める必要がある。
3 3	人権・同和対策課	・ 広報紙やホームページ等を活用した人権に関する情報を発信していく。 ・ 発信する情報については正しく理解してもらえるよう工夫していく。 ・ テーマを絞りより詳しく情報提供するための「啓発冊子」を発行する。	・ 人権のつどい開催にあたっては、ポスターやチラシを作成し、市の公共施設に限らず、駅や金融機関等の民間施設にも掲示してもらった。 ・ 啓発冊子については、「ヤングケアラー」を題材に作成した。より多くの人に読んでもらえるよう、ルビを打つ等の工夫を行った。 ・ 広報嘉麻に毎月テーマを設定し人権課題啓発の記事を掲載した。	・ ポスターやチラシについては、より多くの人に見てもらえるよう、デザイン等を工夫していく。 ・ 啓発冊子、広報紙面については、的確な時期等も考慮しながら内容を選択し、作成を行っていく。 ・ 引き続き啓発のための市民への情報提供、周知活動に努めていく。

2. 分野別人権施策の推進

第3次嘉麻市人権教育・啓発実施計画（令和6年度 実績他）

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和6年度取組事項	令和6年度実績	成果と課題
1. 部落問題	① 就学前・学校教育	01-1-1	人権・同和教育の推進	幼児期から集団での遊びなどの体験を通して、豊かな人間関係を築くための基本的な教育を推進する。	こども育成課	・人権について、絵本等を使用して分かりやすく子どもたちに説明し、理解を深める。	・絵本や紙芝居などを活用しながら、自分も相手も大切にすることを伝えるなど、子どもの発達段階に応じた指導を行った。	・自己肯定感や自尊心の向上、自分や友だちを大切にする力の向上が図れた。
		01-1-2		小・中・義務教育学校においては、道徳科等を中心に差別や偏見の誤りに気づくために権利を学び、差別を許さない教育を推進する。	学校教育課	・人権が尊重される「人間関係づくり」を基盤とした人権尊重の心を育てる道徳科の充実	・年間指導計画に基づいて、35回以上（小学1年は34回）の道徳授業を実施した。	・全ての学校で年間指導計画に基づく授業を行うことができた。今後も人権尊重の心を育てていくために道徳授業の充実・改善を図っていく。
		01-1-3	学校教育における人権尊重の推進	道徳教育を中心に、全教育活動を通じ、人権尊重の意識を育成する教育を推進する。	学校教育課	・人権に関する知的理解と人権感覚の育成	・各学校において、人権教育全体計画及び指導計画に基づいて取組を推進した。	・各学校の課題に応じた、学習を行うことができた。今後も引き続き、新たな人権課題等に関する授業内容の充実・改善を行っていく。
		01-1-4	人権教育推進委員会等校内推進体制の機能の充実・強化	児童生徒一人ひとりの人権に配慮し、「児童の権利に関する条約」の趣旨を活かした教育活動を展開する。	学校教育課	・言語環境づくり ・ユニバーサルデザインの視点に立った学習環境づくり	・ユニバーサルデザインの視点に立った学習環境づくりに関する校内研修を実施した。 ・学習者からの視点に立った授業づくりについての校内研修を実施した。	・掲示物の配置場所の工夫など、ユニバーサルデザインの視点に立った教室環境整備や授業づくりを進めることができた。今後も引き続き、児童生徒一人ひとりの人権を配慮した授業づくりや「児童の権利に関する条約」についての職員研修を行っていく。
		01-1-5	奨学金制度の充実	奨学金制度を積極的に活用されるよう周知徹底を図り、経済的に厳しい子どもに対し実効ある進路を支援する。	教育総務課	・市ホームページや広報紙、各学校への周知を積極的に行い、申込者の増を図る。	・奨学金貸付者数6名（1次2次募集を含む）	・今後も継続して行う。
		01-1-6	研修の充実と指導力の向上	教職員の研修意欲や指導力を身につけるため、実践を伴った研修を実施する。	学校教育課	・校内研修及び校内実践交流会の実施	・全小中学校で校内研修及び校内実践交流会を実施した。	・全小中学校で研修会を実施したことで教職員の指導力の向上に取り組むことができた。今後も引き続き若年教員の人権問題に対する認識を深めるための研修会の充実を進める必要がある。
	② 社会教育	01-2-1	人権・同和教育の推進	人権教育の推進を図るため、解放学級や解放子ども会など、広く地域住民を対象に部落問題をはじめとした人権に関する多様な学習機会の提供を行う。	生涯学習課	・学校と協力し、学習計画の立案、自主的・主体的な学習活動の推進等継続的な支援を行う。	・解放学級49回・識字学級44回 解放学級は5学級が開講し、学級ごとの学習を継続し、また合同フィールドワーク、合同学習会により、学級生の交流を深めることができた。識字学級は、様々な教材を活用し、学級生それぞれが学習内容を深めることができるよう支援を行い、学習の場と機会の確保を図ることができた。 ・解放子ども会35回 解放子ども会については、小・中学校と協力しながら、子どもたちの部落問題をはじめ、あらゆる人権についての正しい認識と理解が深まる活動となるよう支援を行うことで、差別に立ち向かえる子どもの育成を図ることができた。	・解放学級の学級生自らの学習活動を推進し、学習内容の工夫・充実を図り、さらに、学習の機会を持つとする意識になるよう働きかけ、学びの継続となるよう支援していく。 ・解放子ども会の補助事業の目的及び内容となっているか注視しながら、また事業展開が子どもたちの部落問題学習の深まりとなっているか、継続して支援を行っていく。
		01-2-2		人権教育の推進を図るため、図書館に、人権コーナーを設置し、人権・部落問題に関係する書籍を配置するなどして、住民が人権・部落問題を認識し、学習する機会を提供する。	生涯学習課	・常設の人権コーナーを設置する。その他、同和問題啓発強調月間や人権週間に合わせ、特集展示コーナーを設け、人権問題について興味・関心を喚起しながら、学習を進める機会を提供する。	・常設の人権コーナーの他に、同和問題啓発強調月間や人権週間に際して、市内4図書館において、特集展示コーナーを設置し、閲覧・貸出を行った。その他、SDGs関連図書の展示及びスタンプラリーを実施し、世界共通の17の目標について周知することにより、利用者が自ら考える機会を提供した。	・特集展示コーナー等を設置することにより、人権問題に関して様々な観点から著作された図書資料を展示・貸出し、様々な年代の市民に広く興味関心を促すことができた。 ・今後も継続した関連図書の購入や特集展示設置等に努める必要がある。
		01-2-3	市人権・同和教育研究協議会助成	行政職員などの人権・部落問題の早期解決に向けた研究・実践を支援し、市職員及び教職員の自主的学習活動の活性化を図る。	生涯学習課	・嘉麻市人権・同和教育研究協議会活動補助における財政支援・補助金交付を行う。	・嘉麻市人権・同和教育研究協議会に補助金を交付し、自主的な研修に対する財政支援を行った。更には嘉麻市主催の職員研修会等への参加を継続して促進した。	・部落問題をはじめとする様々な人権問題についての正しい認識と理解を深め、職員が自主的・主体的に行動することが出来るよう継続して取り組んでいく。

2. 分野別人権施策の推進

第3次嘉麻市人権教育・啓発実施計画（令和6年度 実績他）

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和6年度取組事項	令和6年度実績	成果と課題
1. 部落問題	② 社会教育	01-2-4	社会教育関係団体指導者育成	人権尊重社会の実現のため、各種団体の指導者などに対して人権感覚の涵養を図る。	生涯学習課	・各種団体に、総会等における出前講座の活用を推進する。	・少年補導委員の総会時に人権意識向上のための講座を行った。	・他の各種団体に対し、総会又は研修会時に開催するよう促進していく。
	③ 住民に対する啓発	01-3-1	人権・部落問題地域研修	人権意識の高揚を図るための啓発活動として、行政区、団体、サークルなどの希望に応じて、地域活動指導員による人権出前講座を実施する。	生涯学習課	・第6次嘉麻市教育アクションプランに掲げる目標値 地域等での人権・部落問題研修会の実施（24回）	・人権・部落問題研修会17回 ・行政区をはじめ、団体やサークルにおいて研修会を開催し、人権意識を高めることができた。 ・人権パネル展を年2回開催し、人権感覚を高める機会と場の提供を確保した。	・地域における行政区や団体、サークル等において、生活の中にある人権について考えていこうという意識の醸成が図られ、学習の場を設けてもらえるよう継続して働きかけていく。 また、社会状況に応じた個別の人権課題及び地域のニーズに合った研修となるよう研修内容の工夫改善に努める。
		01-3-2	人権・部落問題啓発	住民の人権意識の高揚を図るため、人権講演会の開催や啓発冊子の作成などを通じて、人権・部落問題を正しく理解できるよう啓発に努める。	人権・同和対策課	・嘉麻市「人権のつどい」を開催する。（年2回、目標参加人数 300人/回） ・啓発冊子の発行（年1回） ・その他情報提供（随時）	【人権のつどい】 ・同和問題啓発強調月間（7月） 講演会「「寝た子は」ネットで起こされる！？～部落差別は、今～」（参加者数252人） ・人権週間（12月） 講演会「はだしのゲンを語り続けて～戦後生まれの戦中派？～」（参加者数267人） 【啓発冊子】 新しき明日をつくる「ヤングケアラーを知ろう！」 ※その他、広報紙、HP、デジタルサイネージ等で情報提供を行った。	・人権のつどいのアンケートにおいては、参加者の約8割が内容について「良かった」「満足した」と回答していた。 ・参加者の多くが50歳代以上である。若年層をいかに呼び込むかについて検討していく必要がある。
		01-3-3	様々な媒体による啓発	研修会の案内や人権・部落問題に関する記事について、様々な媒体を通じた情報発信を行い啓発に努める。	人権・同和対策課	・同和問題啓発強調月間や人権週間に合わせて情報提供等を行う。	・同和問題啓発強調月間（7月） 広報嘉麻に加え、街頭啓発、HP、SNS、ポスターの掲載、デジタルサイネージ等により周知を図った。 ・人権週間（12月） 広報嘉麻に加え、HP、SNS、ポスターの掲載、デジタルサイネージ等により周知を図った。	・広報をはじめ、様々な媒体を通じて市民への周知を行った。 ・周知効果を高めるための工夫を重ねていく。
	④ 地域における啓発	01-4-1	隣保館運営事業	地域社会の中での福祉の向上や地域住民の交流拠点施設及び人権啓発の核となるコミュニティーセンターとして、各種講座を通じて人権啓発活動事業や生活相談などに積極的に取り組む。 年間を通して、うすい人権啓発センターあかつきや嘉穂隣保館で実施する講座などにおいて、人権問題に関する研修を行い、交流を行いながら人権意識の普及高揚を図る。	人権・同和対策課	・各種交流教室や隣保館での研修会を実施する。 交流教室 300回/年 研修会 5回/年	・交流教室の実施 年 287回 ・研修会の実施 年 5回	・交流教室や研修会についてはおおむね計画通りに実施することができたところではあるが、参加者が少ない教室や講師の高齢化により教室の内容について検討が必要となっている。 ・人権意識の高揚を図っていくうえで研修や啓発が必要であることから、引き続きそれらの機会を提供していく。
		01-4-2	地域住民への啓発	隣保館を中心に人権・部落問題に関する研修について企画し、関係各課及び関係機関と連携しながらその充実を図る。	人権・同和対策課	・地域の実情に応じ、様々な媒体を活用しながら情報発信を行う。	・交流教室等に合わせて人権研修を実施した。 ・毎月「あかつきだより」を発行し情報発信を行った。	・引き続き、隣保館を中心とした啓発活動と隣保館に関する情報発信を行っていく。
	⑤ 事業主に対する啓発	01-5-1	事業主及び企業内人権・部落問題研修会の推進	関係機関と連携を取りながら、事業主を対象にした人権・部落問題研修会を開催する。加えて、事業主の目的に合わせた研修会・学習会を推進し、人権意識の高揚を図る。	人権・同和対策課	・事業所における人権意識の高揚を図るため福岡県等関係機関と連携し、研修会等の内容の充実や参加事業所数増加に向けた取り組みを行う。	・関係部署と連携して事業主人権・部落問題研修会を開催した。	・関係部署と運営に関する協力体制は築けており継続して実施していく。 ・参加事業者増加に向けて、内容等を工夫していく。
					生涯学習課	・第6次嘉麻市教育アクションプランに掲げる目標値 事業主人権・部落問題研修会の参加事業所数（67事業所）	・事業所における人権問題の意識を深めることを目的とした、事業主人権・部落問題研修会を開催した。（参加事業所：75事業所）	・事業所の人権意識の向上のための研修会開催について、関係部署と協力体制を図りながら、継続して実施していく。

2. 分野別人権施策の推進

第3次嘉麻市人権教育・啓発実施計画（令和6年度 実績他）

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和6年度取組事項	令和6年度実績	成果と課題
1. 部落問題	⑥「エセ同和排除行為」の排除（類似）	01-6-1	関係団体との連携・協力推進体制	部落問題の解決に向け考え、関係機関・関係団体と連携しながら、誤った意識を植え付ける原因であるエセ同和行為排除とその啓発活動の推進に努める。	人権・同和対策課	・エセ同和行為とその行為に対する適切な対応方法について情報発信に取り組む。	・適切な対応ができるよう飯塚法務局及び県と連携に取り組んだ。	・庁内各課に対応の手引きの送信等対応について周知することができた。引き続きエセ同和行為排除に向けて取り組んでいく。
2. 女性の人権問題	①男女共同参画意識の啓発	02-1-1	女性と男性が共に地域活動に参加することの啓発	家庭や地域活動における固定的な性別役割分担意識を是正するため、男女共同参画の視点に立った啓発を実施するとともに、無意識の思い込みや偏見（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた意識啓発を行う。	男女共同参画推進課	・嘉麻市男女共同参画社会基本計画に基づき行政区長、農業委員等への女性登用に向けた啓発を行い、その進捗管理を行っていく。	・男女共同参画社会基本計画に基づき進捗管理を行った。 ・女性の割合（令和6年4月現在） 行政区長：12.7% 農業委員会：20.0%	・今後も継続して実施する。
		02-1-2	男女が共に担う子育て・介護支援の啓発	男女が共に子育てや介護を担うため、性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた啓発を行う。	男女共同参画推進課	・固定的な性別役割分担意識を是正する視点に立ち、男女がともに育児や介護を担う意識を醸成するための啓発に努める。	・男女共同参画社会基本計画に基づき子育て支援・介護支援の充実を図った。	・今後も継続して実施する。
					高齢者介護課	・男女共同参画関連の研修に参加し、男女が介護など共に担うことの重要性について啓発を行う。	・男女共同参画関連の研修に参加し、課内の職員に伝達した他、出前講座では男女が共に介護支援を行うことの重要性について啓発を行った。	・研修会の内容を課内で共有することで、全体の意識高揚に繋げることができた。 ・出前講座では、今後も男女が共に介護支援を行うことの重要性について、啓発をしていきたい。
					こども育成課	・送迎時や保育参観等において、保護者に対し啓発を行う。	・送迎時等に、保護者へ積極的な声掛けを行い、性別によらない子育ての重要性について啓発した。	・性別にかかわらず、保護者が仕事や育児等にかかわることができるよう、固定的な性別役割分担意識の解消に努めていく。
					子育て支援課	・相談対応、事業実施時において、男女が共に担う子育ての視点に立った対応を行う。	・男女が共に担う子育ての視点に立った対応を行った。	・今後も継続して対応を行う。
		02-1-3	男女共同参画教育の充実	就学前教育や学校教育における過程において、男女共同参画意識の育成を図る。	こども育成課	・性別で分けたりすることなく、子どもの意思を尊重しながら保育を行い、男女共同参画意識の育成を図る。	・性別などによる固定的な意識を植え付けることがないよう心がけ、遊びや行事など男女区別なく行った。	・性別にとらわれることなく、子どもの個性や能力を伸ばせるよう、個々の育ちを支援した。
					学校教育課	・「学ぼうそして行動しよう」の冊子を活用した授業づくり	・「学ぼうそして行動しよう」の冊子を活用した授業を実施した学校は13校中9校だったが、他4校についても冊子の活用はないものの男女共同参画の視点に基づいた授業を実施した。	・総合的な学習や教科等の時間で冊子を活用して学習を行うことで、男女共同参画意識を育成することができた。特に小学校1校において、男女共同参画の関係者等が参観した公開授業を行うことができ、反省会を実施した。今後も、冊子を活用した授業づくりを更に積極的に推進していくよう各学校に働きかけ、各学校に調査依頼し、実施状況及び研修内容の把握を確実に行う必要がある。
	②女性活躍の推進	02-2-1	市の審議会などへの女性の参画の拡大	審議会などへの女性委員の登用を促進するため、登用率50%の目標達成を図っていく。市女性職員の職域の拡大といった、女性が活躍できる社会を推進する取組を行う。	人事秘書課	・令和8年度までの目標である女性登用率50%以上の目標値に到達するよう、今後も継続して女性委員のいない審議会等に対し、充て職の見直しや委員選任の際の協議など、女性委員の登用を促進するための取り組みを行う。	・女性委員登用率：40.3%（令和6年4月1日時点）	・令和4年度から女性委員登用率が低下しているが、団体推薦などによる委員について、積極的に女性登用を促していく。
					男女共同参画推進課	・嘉麻市男女共同参画社会基本計画に基づき審議会等への女性委員の登用率50%の目標に向けた取組を進める（令和5年4月1日現在40.9%）。	・男女共同参画社会基本計画に基づき進捗管理を行った。 ・女性の割合（令和6年4月現在） 審議会委員：39.8%	・今後も継続して実施する。

2. 分野別人権施策の推進

第3次嘉麻市人権教育・啓発実施計画（令和6年度 実績他）

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和6年度取組事項	令和6年度実績	成果と課題
2. 女性の人権問題	③ 女性に対するあらゆる暴力の防止	02-3-1	女性に対する暴力防止及び配偶者などからの暴力防止のための啓発の推進	女性に対する暴力防止及び配偶者などからの暴力防止について、広報紙やホームページなどを通じて情報提供及び啓発を行うとともに、関係課及び関係機関と密に連携し、女性に対する暴力防止を推進する。また、計画策定を行う際には、配偶者や交際相手などからの暴力に関する市民意識調査を行う。	男女共同参画推進課	・嘉麻市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画に基づき、DV防止のための啓発を市広報紙等を通じて随時行っていく。 関係各課及び関係機関と連携し女性に対する暴力防止を推進する。	・11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間については、市広報紙や市ホームページへの掲載記事、各公共施設へのポスター掲示、デジタルサイネージやLINE等の配信による啓発及び子育て支援課、嘉麻警察署と連携した街頭啓発活動を行った。	・今後も継続して実施する。
					人権・同和対策課	・関係課等と連携を図りながら、情報提供等による啓発を実施する。	・11月の強化週間に「女性の人権ホットライン」について、大画面モニターなどによる周知及びポスターの掲示を行った。 ・HPによる強化週間などの周知を行った。 ・LINEを使った周知を新たに行った。 ・啓発冊子にて「女性の人権ホットライン」を紹介。（全戸配布）	・引き続き、関係機関及び関係課と連携し「女性の人権ホットライン」をはじめとする女性の人権に関する専門の相談窓口の周知を行っていく。
	④ 相談窓口・相談体制の充実	02-4-1	相談窓口の設置	女性に関わる様々な相談に応じるため、市の女性相談支援員による「女性相談窓口」及び外国人にも対応できる専用電話「かま女性ホットライン」を設置し、専門の相談員による相談体制の充実を図る。 また、生活相談員による相談窓口を設置し、一人ひとり異なる事情を抱えてこられる相談者に傾聴し、構築された関連部署との繋がりまで適切に対応できるよう努める。	男女共同参画推進課	・女性相談窓口及び女性ホットラインを設置し、女性相談員がDV問題に関する相談等に応じる。	・女性相談窓口を設置し、女性相談支援員によるDV相談等、様々な女性相談に応じた。	・今後も継続して実施する。
					人権・同和対策課	・相談対応時に適切に対応できるよう関係機関との連携を図る。	・DV被害に関する相談はなかった。随時対応できるよう体制を整えている。	・DV被害者の相談があった際に、相談内容に応じた的確に対応できるよう、今後も継続して関係課との連携を図っていく。
		02-4-2	保護体制の確立及び被害者自立のための支援	配偶者などからの暴力を受けた被害者が、安全で迅速に保護される体制づくりと、配偶者などからの暴力の防止及び安心して自立できるように、関係課及び関係機関との連携を密にし、情報の共有化や問題解決に向けた取組を行う。	男女共同参画推進課	・嘉麻警察署や田川児童相談所等の関係機関を構成メンバーとする嘉麻市配偶者等からの暴力防止対策連絡協議会のほか、DV被害者支援庁内連絡会議を設置し、DV問題に対する情報共有及び総合的な対策支援を行う。	・DV被害者支援庁内連絡会議の実施：1回（6月） ・嘉麻市配偶者等からの暴力防止対策連絡協議会の実施：1回（11月）	・今後も継続して実施する。
					人権・同和対策課	・関係課との連携を維持し、DV被害者への対応が適切かつ迅速にできるよう体制づくりを図る。	・相談業務において問題解決につなげることができるよう嘉麻市DV被害者支援庁内連絡会議での情報を課内で共有し、準備を行った。	・DVに関する相談はなかったが、今後も継続していく。
	⑤ 推進体制の充実	02-5-1	教職員などへの男女共同参画に関する研修の充実	学校に勤務する全ての職員を対象に、男女共同参画の理念に基づく児童生徒の実態に応じた指導の在り方を中心とした研修を推進する。	学校教育課	・校内研修（講師研修）を実施する。	・男女共同参画の理念に基づく生徒の関わり方や学習指導の在り方について、校内研修を実施した。	・全ての学校で校内研修（教職員研修）を実施することができた。今後も、男女共同参画に係る研修を実施していく。
		02-5-2	市職員、就学前教育関係者への男女共同参画に関する研修	関係課と連携し、市職員や保育所などの職員に対して、男女共同参画に関する理解を深めるための研修を実施し、推進体制の充実を図る。	人事秘書課	・職員一人ひとりが様々な人権問題についての正しい理解と行動ができるよう人権・部落問題研修会を実施する。併せて、福岡県男女共同参画センター主催のDVやハラスメント等の基礎知識（実態や法律など）、人権学習を行っている福岡県市町村職員研修所の階層別研修に職員を派遣する。	・職員一人ひとりが様々な人権問題についての正しい理解と行動ができるよう人権・部落問題研修を実施した。併せて、福岡県男女共同参画センターが主催するDVやハラスメント等の基礎知識（実態や法律など）の研修に多数職員を受講させることができた。	・今後も人権・部落問題研修を実施し、職員一人ひとりが意識を持つことができる環境を整えていく必要がある。
					男女共同参画推進課	・嘉麻市男女共同参画社会基本計画に基づき、市職員に対して男女共同参画に関する研修及びDV防止に関する研修を実施する。	・男女共同参画研修の実施：1回（11月） ・DV防止研修の実施：1回（7月）	・今後も継続して実施する。
					こども育成課	・保育所職員に対し男女共同参画推進研修を実施する。	・CAP研修（子どものための暴力防止プログラム）を実施した。Zoomを活用し、市内の私立保育園等も参加可能にした。	・男女共同参画を進めるには、一人ひとりの尊厳を守り、暴力を防止することが必要であることを再確認し、理解を深めた。

2. 分野別人権施策の推進

第3次嘉麻市人権教育・啓発実施計画（令和6年度 実績他）

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和6年度取組事項	令和6年度実績	成果と課題
2. 女性の人権問題	⑤ 推進体制の充実	02-5-3	市女性職員への男女共同参画に関する研修の充実	「嘉麻市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、女性職員の活躍を推進するため関係課と連携し研修を実施する。	人事秘書課	・令和8年3月までに女性職員の割合を係長40%以上、管理職（課長補佐以上）25%以上にする計画に基づき推進する。また、研修については、嘉飯圏域定住自立兼形成推進会人材育成部会で「女性キャリアアップ研修」を実施する。	令和6年4月1日時点 ・係長：39.4% ・管理職（課長補佐以上）：27.2%	・計画目標に限りなく達しているが、管理職に関しては、減少したため、引き続き、適切な昇格等を行っていく。
					男女共同参画推進課	・女性活躍推進のため男女共同参画社会基本計画に基づき市女性職員の活躍推進を図っていく。	・新規採用職員を対象とした男女共同参画に関する研修動画を飯塚市・桂川町と合同で作成し、各自治体で視聴研修を実施した。	・今後も継続して実施する。
3. 子どもの人権問題	① 子どもの健全育成	03-1-1	学校運営協議会制度などの活用	学校運営協議会や学校関係者評価委員会を活用し、学校に対し情報や意見の提供を受け、地域・家庭・学校との連携、協力の強化を図り、児童生徒の健全育成に努める。	学校教育課	・学校への情報、意見、評価等を保護者や地域住民等との連携強化のためにホームページで公開	・全ての学校でホームページを使った連携強化の取組を行うことができた。	・ホームページの更新を短期間で行い、最新の情報を地域住民に提供することができた。ホームページ更新が学校によって差があり、校長会議等を通して指導していく必要がある。
		03-1-2	地域での安全対策	青少年の悩み解消や、いじめ・非行の未然防止のため、必要な施策や情報資料の整備及び関係機関との連携により、青少年の健全育成に努める。また、犯罪などを未然に防ぐ防犯活動や不審者情報の共有など、地域全体での防犯体制の確立を推進する。	防災対策課	・犯罪被害情報及び不審者情報の提供等により、防犯に関する広報活動による啓発を行う。	・不審者事案発生時には関係機関と連携し、情報共有を行い、ホームページ等により注意喚起を行った。	・今後も関係機関との連携をさらに密にし、不審者事案等について素早い情報提供を行う。
					学校教育課	・学校防犯体制整備事業として学校支援専門員（警察OB）やスクールガードリーダーを配置し、防犯メール等に配信、青パト巡回により防犯に努める。	・学校支援専門員（警察OB）やスクールガードリーダーを校区ごとに役割分担をして配置し、青パト巡回及び学校訪問等により防犯に努めた。	・学校支援専門員（警察OB）が定期的な学校訪問を行い学校と連携しながら防犯体制等について指導助言を行った。さらに、各学校からの要請に基づき、生徒指導事案の迅速な対応にも努めた。今後も全ての学校できめ細かな助言・指導を徹底し、組織的な危機管理意識の徹底に努める。
					生涯学習課	・少年補導委員を委嘱し、年間を通して定期的な巡回指導及び街頭指導を行う。（年間24回）	・年間を通して定期的な巡回指導及び街頭指導を行った。（年間24回）	・取り組みは目標通り達成できたが、委員の高齢化が進み、減少傾向にあるため、後継者育成も含めた委員の確保が課題である。
		03-1-3	団体等育成・支援	子どもの健全育成を目的に活動する社会教育関係団体に対し助言すると共に、主体的な活動が出来るよう支援する。	生涯学習課	・各団体の活動継続のため、高齢化・固定化が進んでいることから、人材育成等を進めるとともに、団体の実情に応じた指導・助言等を行い支援する。	・各団体の定例会議等において指導・助言を行った。	・役員の高齢化や固定化が進んでいることから、後継者育成を進める必要がある。自主的な運営に向けた指導・助言をするためにも、情報収集や資質向上等に努めていく。
		03-1-4	青少年体験活動推進	生活体験活動・社会体験活動・自然体験活動を通して、子どもたちの生きる力を育む。	生涯学習課	・小学生、義務教育学校前期課程を対象とした各種体験活動を実施する。	・通学合宿がコロナから実施されておらず、実行委員会の活動も停滞している中、稲築地区と山田地区は実施に向け動き始めた。令和6年度は山田地区のみ開催された。	・稲築地区は募集をしても応募が少なく、サポーターの活動のみが行われている。実行委員会でも他に変わるものを模索中である。
		03-1-5	地区公民館青少年育成	地区公民館が主催する地域住民との協働事業を通して、青少年の健全育成を図る。	生涯学習課	・地域住民と協働して「ときめき学習」や「ひろば事業」を実施する。	・ときめき学習は夏と冬、各地区で開催しており地区ごとに地域の方や大学・高校のボランティアの方と触れ合うことができています。嘉穂地区においては「ひろば事業」が継続できている。	・内容の検討をし、さらに充実した体験活動としたい。
		03-1-6	プロジェクトK事業	子どもの体力低下、学力低下、情緒的問題、コミュニケーション問題などを解決するため、脳科学、認知科学に基づく、「荒木式コーディネーショントレーニング」の普及に努め、スポーツや運動によって、体力・運動能力の向上だけを目指すのではなく、脳と心にも刺激を与えることにより、豊かな知性や感性を育てていく。	スポーツ推進課	・コーディネーショントレーニングにより、子どもの身体と脳への刺激を通じて、運動能力の向上だけでなく豊かな知性や感性を育てていく。	・公立の保育園2園、私立の保育園・幼稚園・認定こども園12園において、荒木式コーディネーショントレーニングの出前講座を実施。 ・小学校・義務教育学校（前期）の8校すべてにおいて、荒木式コーディネーショントレーニングによる運動指導を実施。	・継続して荒木式コーディネーショントレーニングの出前講座や運動指導を実施し、子供たちの知性や感性の育成に努める。

2. 分野別人権施策の推進

第3次嘉麻市人権教育・啓発実施計画（令和6年度 実績他）

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和6年度取組事項	令和6年度実績	成果と課題
3. 子どもの人権問題	① 子どもの健全育成	03-1-7	学童保育	保護者の就労などによる留守家庭児童の健全育成のため、市内7学童保育所において放課後保育事業を実施する。	こども育成課	・学童保育所事業の実施（市内7カ所）	・学童保育所（市内7カ所）の運営を行った。	・家庭で保育ができない小学生に適切な遊びと生活の場を与え、健全な育成を図った。
		03-1-8	教育相談・就学相談	就学にあたっての悩みや教育に関する一般的な相談など、児童生徒、保護者の悩みや課題を解決するために、家庭、学校、地域、関係機関などと連携しながら助言や支援を行い、子どもの健全育成を図る。	子育て支援課	・教育相談、就学相談事業のチラシを配布する。 ・学習等支援室において、学習、生活支援を実施し、社会的自立に向けた支援を行う。	・教育相談、就学相談のチラシを学校等に配布し、周知を行った。保護者との面談や家庭訪問を行い、当該世帯が抱える課題の解決を目指して継続的な支援を行った。	・教育相談を実施し、個々の課題の解決のため、関係機関と連携し対応した。就学相談を実施し、学校見学に同行するなど、児童・保護者の不安軽減に努めている。
					学校教育課	・毎月、学校生活アンケートを実施し、結果をもとに児童生徒の教育相談を実施。 ・子育て支援課と連携しスクールカウンセラー等専門家によるカウンセリングや、保護者に対する助言・支援体制の充実を図る。	・全ての学校で、毎月学校生活アンケートを実施し、学期に一度はいじめに特化したアンケートを実施した。また、子育て支援課と連携しスクールカウンセラー等専門家によるカウンセリングや、保護者に対する助言等を行った。	・全ての学校で、毎月学校生活アンケートを実施し、学期に一度はいじめに特化したアンケートを実施した。また、子育て支援課と連携しスクールカウンセラー等専門家によるカウンセリングや、保護者に対する助言を行うことで支援体制の充実が図られた。
		03-1-9	不登校対策支援	個々の不登校傾向、不登校児童生徒の状況に応じた支援策などを講じ、学びの場につなぐとともに、社会的自立をめざす。	子育て支援課	・教育相談や就学相談と一体的に学習、生活支援を実施し、社会的自立に向けた支援を行う。	・学習等支援室では、生活支援を中心に個々に応じた支援を行った。	・学習等支援室において、引きこもり傾向及び不登校児童生徒に対して、高校進学等の支援を継続的に行うなど、目標達成の一助となっている。
					学校教育課	・保護者、児童生徒が抱える悩みや課題の解決のために関係機関と情報共有・連携し、対応する。	・各学校における不登校の予防的取組や不登校児童生徒への支援内容等の情報共有と指導を行うための不登校対策会議を年3回実施した。	・不登校予防に向けた早期の取組を充実させるために、不登校対策会議の早期開催と取組の検証を図り、全校で実効性のある効果的な取組を実施する。
	② 児童虐待等について	03-2-1	児童虐待の未然防止	産婦健康診査や乳児家庭全戸訪問などの事業を通じて、産後の母の心身の状況や育児の困り感などを把握するとともに、子育てに関する相談、情報提供及び養育環境の把握などを行い、児童虐待の未然防止を図る。	子育て支援課	・特定妊婦、要支援妊婦に対して、妊娠中から継続的に支援し、産婦健康診査、産後ケアの機会を通して、産科医療機関との連携を密にすると共に家庭・教育相談支援係と情報共有し、児童虐待の未然防止に努める。	・特定妊婦や要支援妊婦に対して、産科医療機関や家庭・教育相談支援係と連携し情報共有に努め、妊娠中からの継続支援や社会資源の情報提供を行った。	・産婦健康診査・産後ケア等、母子保健事業の充実及び関係機関との情報連携・情報共有により、早期からの対応が可能となっている。
		03-2-2	育児体験学習	生命や人権を大切にすることを目的に、中学生及び義務教育学校後期課程で保育所での保育実習などを行い園児との交流、また、小学生及び義務教育学校前期課程と就学前の保育・幼稚園児と交流を図る。	こども育成課	・中学生による職場体験、保育体験の実施。	・鴨生保育所において、中学生の職場体験（1回）を受け入れた。（どんぐり保育所は要請なし。）	・保育所での職場体験を通じ、子どもとかわる楽しさや保育士の仕事の大変さ、働くことの大切さを中学生に知ってもらった。
					学校教育課	・職場体験学習や保育体験を実施する。	・オンライン形式等で職業調べや講師を招いての学習会を実施するなど、キャリア教育を推進した。	・中学生による幼稚園・保育所での保育実習などを行い、園児との交流を通して生命や人権を大切にすることを学ばせる。
		03-2-3	要保護児童対策地域協議会の運営	要保護児童などの早期発見・適切な支援を図るため、関係機関と必要な情報交換を行うとともに支援内容に関する協議を行うなど関係機関との連携を図る。	子育て支援課	・関係機関と連携し、児童虐待の未然防止、早期発見に努める。 ・要保護児童対策地域協議会を開催（代表者会議年1回、実務者会議年3回、個別ケース会議随時）する。 ・児童虐待の未然防止、早期発見のため、市民に対し積極的な啓発活動を実施する。	要保護児童対策地域協議会（代表者会議1回、実務者会議3回、ケース会議31回）を開催し、要保護児童等及びその家庭に関する情報を共有し、要保護児童等に対する支援内容を協議した。	・関係機関との情報共有により、対応ができている。実務者会議等により、専門性・対応力向上に努める。
		03-3-1	こども家庭センターの運営	センターにおいて母子保健に関することだけでなく、関係機関との連携により妊娠・出産・育児に関する各種の相談に応じるなど、妊娠期から子育て期にわたり、母子保健施策と子育て支援施策の切れ目ない相談支援体制の提供を図る。	子育て支援課	・母子手帳交付時や訪問事業、乳幼児健診時等により、実情を把握し、情報提供、相談、助言、指導を行い、切れ目のない支援ができるよう体制の充実を図る。	・定期的な妊婦支援会議や必要時には、家庭・教育相談支援係との合同会議を開催し、支援方法や役割分担について協議し、継続的な支援を行った。	・こども家庭センターにおいて、母子保健、児童福祉、発達支援、教育の相談など、妊娠期から子育て期にかかる切れ目のない子育て支援を実施するよう努めることができた。引き続き、子育てなどに関する相談の拠点として相談体制の充実を図る。

2. 分野別人権施策の推進

第3次嘉麻市人権教育・啓発実施計画（令和6年度 実績他）

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和6年度取組事項	令和6年度実績	成果と課題
3. 子どもの人権問題	③子育てについて	03-3-2	家庭教育支援	地域活動を通して子育て家庭と地域の人たちの交流を図り、地域ぐるみで子育て家庭を支援する。	生涯学習課	・地域ボランティアに事業参加を呼びかけ、地域ぐるみでの子育て支援の充実を図る。	・ミニプレーパーク事業において、高校生を対象としたボランティアを呼びかけ、子育て支援を行った。（ボランティア 28人）	・地域ボランティアの参加を呼びかけ、地域ぐるみでの子育て支援に努めていく。
		03-3-3	良好な生活環境の整備	誰もが良好な生活環境となるよう、公共の施設や交通機関などの障壁を取り除く取組を推進する。	土木課	・市道及び公園の整備にあたっては、関係条例に基づきバリアフリー化を推進する。	・横断歩道の安全確保、インクルーシブ遊具、車いすの進入が可能な車止めを設置。	・市道については、用地買収を含めた道路改良を計画的に実施する必要がある。 ・公園については、継続してインクルーシブ遊具の設置を推進していく。
		03-3-4	乳児家庭全戸訪問・乳幼児健診	乳児のいる全家庭へ訪問する乳児家庭全戸訪問事業や、乳幼児健診などにより、子どもの発育・発達状況を確認し、育児に関する不安・悩みに対する育児相談や情報の提供など必要な支援を行うとともに、対象となる世帯等に対し広くかかわりをもつよう伴走型相談支援事業などの相談支援を積極的に推進する。	子育て支援課	・対象家庭全戸訪問を目標とし、専門職による家庭訪問時に、適切な情報提供、助言、指導等を行う。また、対象となる世帯に対しては、積極的にかかわり相談支援を実施する。	・対象家庭の全戸訪問及び乳幼児健診の実施率の向上に努め、全戸訪問は訪問率100%を達成した。妊産婦に寄り添い、妊娠・出産・子育てと継続して伴走型支援の充実に努めた。	・乳幼児健診の未受診者については、就園先とも連携し積極的な受診勧奨を行っているが、どうしても健診への来所が難しいケースは、家庭教育相談支援係との家庭訪問や就園先での状況確認を実施するなど発育・発達状況の確認に努めていく。
		03-3-5	養育支援訪問・児童相談	乳児家庭全戸訪問などで把握した、養育支援が特に必要であると認められる家庭へ家庭児童相談員兼養育支援訪問員などが訪問し、養育に関する相談、指導、助言などを行う。また、家庭における児童に関する問題の相談に応じ、必要な支援を行う。	子育て支援課	・定期的に家庭訪問を実施し、養育に関する相談、助言等を行う。養育に関して特に支援が必要な家庭については、関係機関と連携し対応する。	・家庭訪問を実施し、養育に関する相談に応じ、適切な養育が行われるよう助言した。必要に応じて、関係機関と連携し、課題の解決に努めた。	・養育に関する相談に応じ、継続的な支援をすることで養育者の育児不安の解消につながっている。養育環境の改善がみられない世帯については、スモール目標を立て対応していく。
		03-3-6	子育て支援事業	子育て中の保護者同士が親子で交流できる場の提供や育児不安などへの相談・助言を行う支援事業、子どもの病気回復期、又は仕事などの理由により家庭で保育できない場合に預かるなど、子育てと就労の両立支援を行う。	こども育成課	・子育て支援センター事業の実施（市内 1カ所） ・病児保育事業の推進（広域連携事業 2カ所） ・病後児保育事業の実施（市内 1カ所）	・子育て支援センター（直営：市内1カ所）利用者：のべ1,075人 ・病児保育事業 広域連携事業：2カ所 利用者：のべ3人 ・病後児保育事業（直営：市内1カ所）利用者：のべ27人	・保育士が援助しながら保護者と子どもが一緒に過ごす場所を提供し、子育て家庭に対する育児支援を行った。 ・病気の急性期や回復期にある子どもを一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援した。
		03-3-7	通学等補助金	子育て支援の一環として、通学等補助金を実施し、通学定期券購入の負担を軽減する。	交通政策課	・嘉麻市在住の学生・保護者等に対し、広報・ホームページ等の媒体を活用して、更なる制度の周知を図る。	・広報紙やホームページ等を活用して制度の周知を図った。	・継続して周知活動を行っていく。
	上④を子育てすに研修する強職員の資質向上	03-4-1	教職員研修の推進及び体制の強化	児童生徒が発するサインを見逃さず、問題の早期発見・早期対応が出来る組織体制の充実・強化に努める。 また、子育てに関わる職員の資質の向上のため研修会を継続して実施する。	学校教育課	・学校生活アンケートの実施と教育相談 ・児童生徒指導委員会の開催 ・校内研修の実施	・全ての学校で、毎月学校生活アンケートを実施し、学期に一度はいじめに特化したアンケートを実施した。また、そのアンケート結果をもとに児童生徒指導委員会を開催し教育相談を行った。校内研修計画に沿った校内研修を実施した。	・全ての学校で校内研修計画に沿った教職員研修を実施した。今後も継続した研修会の実施とともに、特に若年教員の資質向上を図るための研修会を進める必要がある。
		03-4-2	職員研修事業	人権・部落問題を正しく理解し、人権に対する感覚豊かな職員の育成及び保育に関わる職員の資質向上のための研修会を開催する。	こども育成課	・保育所職員への研修会への参加を推進する。	・人事秘書課が実施する職員対象の人権研修をはじめ、各種研修会に参加するとともに、CAP研修（子どものための暴力防止プログラム）を実施した。	・研修を通じて人権についての理解を深め、人権意識の高揚を図った。引き続き、業務を調整し、職員の人権研修への参加を推進していく。

2. 分野別人権施策の推進

第3次嘉麻市人権教育・啓発実施計画（令和6年度 実績他）

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和6年度取組事項	令和6年度実績	成果と課題
4. 高齢者の人権問題	① 高齢者の生きがいつくりと社会参加の推進	04-1-1	老人クラブ活動の推進	老人クラブへの支援を行い育成に努める。	高齢者介護課	・老人クラブが行う健康増進活動や地域福祉事業、高齢者相互支援事業等に対し、補助金を交付するほか、その活動や組織の活性化を図るための支援を行う。	・老人クラブが行う事業に対し、補助金を交付し、その活動や組織の活性化を図り、高齢者の生きがいつくりや社会参加に努めた。また地域の見守りの役割も果たしている。	・高齢者の生きがいつくりや社会参加に繋げることができた。
		04-1-2	交流・健康増進・介護予防事業の推進	おたっしやクラブや出前講座などを通じて、生きがいつくりや介護予防につなぐ高齢者の交流・健康増進の事業を推進する。	高齢者介護課	・おたっしやクラブ、出前講座やフレイルサポーター養成講座及びフレイルチェックを実施する。	高齢者の交流・健康増進の事業の実施 ・おたっしやクラブ 94回 405人 ・出前講座 117回 1, 404人 ・フレイルサポーター養成講座 1回 10人 ・フレイルチェック 9回 109人	・高齢者の交流・健康増進の事業を実施することにより、高齢者の交流・健康増進を図ることができた。
		04-1-3	生涯学習推進	人材バンク事業の推進を図り、学校や地域の生涯学習活動を活性化する。	生涯学習課	・学校を中心に人材バンクの活用を推進するとともに、登録者の確保と活躍できる場の確保を行う。（年間80回）	・学校を中心に人材バンクによる派遣を行った。（年間64回実施：子ども3,130人、大人251人）	・人材バンクの登録者すべてに依頼が行われていないため、今後の登録辞退に繋がらない取り組みが必要であると考える。
		04-1-4	公民館事業	地域の実情に即した教育・文化に関する講座などを開催し、生涯学習の機会を提供する。	生涯学習課	・地区公民館において各種の講座や教室を開催する。	・「地域を知る」ことを目的とし、ふるさと探訪等の講座にて地域の文化を再確認する機会を企画した。（44事業 147回）	・野外活動であるため、気候等に配慮し、休憩所の設定や待機職員を配置しているが、今後も留意する。
	② 高齢者へのサービス機能の充実と環境づくりの推進	04-2-1	健康に関する事業及び相談支援体制の充実	各種健康教室の実施によって、高齢者が自身の健康度を確認できる機会を提供するとともに、複合的な課題などの相談については、在宅介護支援センターや高齢者相談支援センター及び関係機関との速やかな連携のもと対応し、解決に努める。	健康課	・出前講座や各種健康教室の開催 ・関係機関と連携し、必要に応じ訪問支援を実施	・出前講座：テーマ「高齢者とうつ」 8回 計83名 ・健康プラス教室：1回 31名 ・健康度測定：1回 64名 ・男性料理教室：6回コース 実14名 ・相談については、随時、教室や窓口で行い、必要に応じ、個別の訪問支援に繋がれた。	・教室では、参加者の健康観を高めるだけでなく、参加者から、周囲の方で心配な方の相談を受けるなど、支援に繋げる必要のある方の情報を得る機会にもなった。
					高齢者介護課	・相談対応する課を含め、他課や関係機関との連携・情報共有を行い、相談体制の構築を図る。	・高齢者からの相談に対応する際には、関係課や関係機関との連携・情報共有を行い、対応するよう努めた。	・今後も関係課や関係機関との連携・情報共有を行い、相談体制の構築を図っていきたい。
		04-2-2	職員の資質の向上	様々な課題に対し、適切かつ寄り添った支援を行うことができるよう、関連する研修会などへ積極的に参加できる環境をつくる。	健康課	・関連する研修会等に積極的に参加するとともに、関係各課と連携し適切な支援に努める。	・研修会には、積極的に課の誰かが参加し、研修会参加者は、資料と一緒に復命を行い情報を共有した。	・研修での学びを活かし、事業の充実や相談支援体制の充実を図った。
					高齢者介護課	・接遇やクレーム対応等の研修に参加し、適切な支援を実施する。	・接遇やクレーム対応等の研修に参加し、課内の職員に伝達した他、高齢者の相談・苦情に対し、適切な支援を行うよう努めた。	・今後も高齢者の相談・苦情に対し、適切な支援が出来るよう研修会等に参加し、職員の資質の向上に繋がたい。
		04-2-3	地域包括ケアシステムの構築	在宅医療・介護連携推進事業などで関係機関との連携強化を図り、医療と介護、住まいなどの切れ目ないサービス提供体制の構築に努める。	高齢者介護課	・在宅医療・介護連携推進事業関連の研修会等に参加し、サービス提供体制の連携強化を図る。	・在宅医療・介護連携推進事業関連の多職種研修会や5ブロック地域包括システム協議会等に参加し、情報共有やサービス提供体制の連携強化に努めた。	・今後も在宅医療・介護連携推進事業関連の研修会や会議に参加し、情報共有を行うことで、サービス提供体制の連携強化に繋げていきたい。
		04-2-4	在宅高齢者福祉サービスの充実	在宅高齢者の生活実態を調査し、ニーズ把握に努め、在宅高齢者福祉サービスなどにより、在宅高齢者の支援に努める。	高齢者介護課	・高齢者が介護の必要な状態にならないように予防し、また自立した生活を送ることができるように各種事業を実施し、高齢者福祉の増進を図る。	在宅高齢者福祉サービスの実施 ・生活管理指導員派遣事業 273回 ・生きがい対応デイサービス事業 160回	・在宅高齢者福祉サービスについては、高齢者の生活実態に応じ、事業内容を検討していきたい。

2. 分野別人権施策の推進

第3次嘉麻市人権教育・啓発実施計画（令和6年度 実績他）

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和6年度取組事項	令和6年度実績	成果と課題
4. 高齢者の人権問題	③ 高齢者の地域生活の支援体制	04-3-1	ひとり暮らし高齢者などの安否確認	配食サービス事業や緊急通報システム事業により、虚弱により食事の確保が困難な高齢者や心疾患などを有するひとり暮らし高齢者などの安否確認を行い、見守り体制の構築に努める。	高齢者介護課	・配食サービス事業における配達時の安否確認や緊急通報システム事業における緊急時の対応等により見守り体制の構築を図る。	ひとり暮らし高齢者等の見守り事業の実施 ・配食サービス利用者数 173人 ・緊急通報システム利用者数 61人 (R7年3月現在)	・ひとり暮らし高齢者等の見守り事業により安否確認や緊急時の対応等を実施することで、高齢者の生活の質の確保と自立した日常生活の継続に繋げることができた。
		04-3-2	地域での見守り体制の構築	地域住民や民生委員による声掛けや民間事業者との見守り活動に関する協力協定など、ひとり暮らし高齢者などの見守り体制の構築に努める。	高齢者介護課	・民生委員とのひとり暮らし高齢者見守り活動に関する情報共有を行うほか、随時、民間事業者との協力体制の構築を図る。	・民生委員とひとり暮らし高齢者見守り活動に関する情報共有を行い、安否確認及び見守りを図った。民間事業者とは「見守りネットふくおか」の協定に基づき、高齢者の異変の際、通報をもらうことで、高齢者の見守りに努めた。	・民生委員とはひとり暮らし高齢者見守り活動に関する情報共有を行うことで連携している。 ・民間事業者とは、「見守りネットふくおか」の協定を締結した事業者に対し、随時、高齢者の見守りを依頼し、協力体制の構築を図ることができた。
	④ 認知症高齢者への対応	04-4-1	周知・普及啓発活動	出前講座などで認知症に関する理解を深めてもらう、相談、訪問指導を実施する。	高齢者介護課	・認知症サポーター養成講座を実施し、認知症の理解を深め、随時相談、訪問指導を行う。	・認知症サポーター養成講座 20回 延べ282人	・認知症サポーター養成講座を実施し、認知症の理解を深めることで、相談、訪問指導の実施に繋げることができた。
		04-4-2	認知症高齢者の成年後見制度の推進	利用促進のための広報・普及活動を実施するとともに、利用に係る経費に対する助成を行う。	高齢者介護課	・広報掲載（年1回）や周知のため、リーフレットの配布や成年後見制度の報酬助成等を行う。	・成年後見制度利用促進のための広報掲載やリーフレットの配布 (成年後見制度の報酬助成 0件)	・広報掲載やリーフレットの配布による成年後見制度の普及に努めることができた。
	④ 認知症高齢者への対応	04-4-3	認知症高齢者などの見守り体制の構築	認知症地域支援推進員などを設置し、地域に集える場のオレンジサロンや認知症サポーター養成講座を行い、認知症サポーター数を増やし、チームオレンジの充実と地域の見守り体制の構築に努める。	高齢者介護課	・認知症地域支援推進員を中心に、オレンジサロンやチームオレンジ活動及び認知症サポーター養成講座を実施し、地域の見守り体制づくりを行う。	・認知症地域支援推進員の設置 2人 ・オレンジサロン 12箇所 ・認知症サポーター数 延べ 3, 303人	・認知症地域支援推進員を中心に、各種事業を実施することにより、地域の見守り体制づくりに繋げることができた。
5. 障がいのある人の人権問題	① 人権教育・啓発の推進と共生社会の実現	05-1-1	障がいや障がいのある人に対する理解の促進	障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮し、地域の一員として生活できる共生社会の実現ができるよう、広報や情報媒体を活用し周知を図る。	社会福祉課	・広報や市のホームページを活用し、障がいや障がいのある人に対する正しい理解と認識を深めることができるよう、周知を図っていく。	・人権の視点に立ち、正しい知識と理解が深められるよう「障がい福祉のしおり」を作成し、ホームページ等において情報提供を行った。 また、広報紙にイラストを用いた手話コーナーを掲載し、手話への関心と理解が深められるように努めた。	・飯塚圏域障がい者基幹相談支援センターのホームページにおいても、事業所の情報などを公開しており、今後も人権に配慮した啓発や情報提供を積極的に行っていく。
		05-1-2		市職員が、障がいや障がいのある人に対する正しい理解と認識を深め、状況に応じた適切な応対ができるよう、必要な研修を実施する。	人事秘書課	・障害者差別解消法を含めた内容の人権研修を実施し、状況に応じた対応が出来る職員を育成する。	・必要に応じた対応が出来るよう、法律だけでなく実践的な内容を含む研修を実施した。	・法律だけでなく、実践的な研修を継続して実施する必要がある。
		05-1-3	学校教育における福祉教育の推進	障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒とが、日常的な交流の中で共に触れ合うことでお互いを理解し、共に豊かな人間性を育む交流教育を推進する。また、学校において、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒の交流の機会の充実を図り、福祉教育（インクルーシブ教育）を積極的に拡大する。	学校教育課	・計画的、日常的な交流授業の推進	・障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒とが、日常的な交流の中で共に触れ合うことでお互いを理解し「ノーマライゼーション」の理念を根づかせ、共に豊かな人間性を育むため計画的、日常的な交流授業を行った。	・今後も障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒とが、日常的な交流の中で共に触れ合うことでお互いを理解し「ノーマライゼーション」の理念を根づかせ、共に豊かな人間性を育むため計画的、日常的な交流授業を行う。

2. 分野別人権施策の推進

第3次嘉麻市人権教育・啓発実施計画（令和6年度 実績他）

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和6年度取組事項	令和6年度実績	成果と課題
5. 障がいのある人の人権問題	② 障がいのある人への権利擁護	05-2-1	権利擁護の推進	障がいのある人が、社会の一員として尊重され、自らの考えに基づいた決定をし、その考えを表明したり、行動したりするための支援を行う。また、障がいの特性から、十分な判断を行うことや意思の表明をすることが困難な場合には、消費者被害などその人の権利が損なわれることがないよう、具体的事案の情報提供を行うなど啓発するとともに、権利擁護の推進に取り組む。 関係機関などと連携しながら、障がいのある人の人権や権利を擁護する成年後見制度の普及啓発と利用促進を図る。	総務課	・福岡県弁護士会に一人30分の無料法律相談事業等相談事業の実施を市民に広く周知し、市民が相談を受けられる環境の整備を図る。	・年間215人相談実施	・今後も継続して行っていく。
					防災対策課	・嘉麻警察署と連携し、ニセ電話詐欺などの犯罪被害防止に取り組むとともに、ホームページ等での情報提供などの啓発を行う。	・嘉麻警察署と連携し、ホームページ等での注意喚起を行った。また、犯罪被害防止のため啓発活動を行った。	・今後も嘉麻警察署との連携をさらに密にし、ニセ電話詐欺事案等について素早い情報提供を行い、被害防止を図る。
					社会福祉課	・関係機関と連携しながら相談体制を整え、成年後見制度の周知を図っていく。	・身体・知的・精神障がい者相談員を配置し、相談支援を行った。 また、飯塚圏域障がい者基幹相談支援センターにおいても、様々な相談について対応している。	・今後も関係機関等と連携しながら様々な相談に対応し、権利擁護の推進に努める。
					産業振興課	・消費者被害を防ぐため、飯塚市消費生活センターや関係機関と連携を図り、情報提供や啓発に努めるとともに相談体制の充実を図る。	・飯塚市消費生活センターやその他関係している機関と連携し、その情報提供や共有に努めることができた。	・関係機関と連携し、障がいのある人が安心して生活できるよう取り組むことができた。
		05-2-2	障がい者虐待の防止と早期発見	市及び障がい者虐待防止センターにおいて、相談体制の充実を図りながら、障がいのある人の虐待の防止や早期発見、迅速な対応に努める。	社会福祉課	・虐待の対応についての研修を受講し、相談体制を充実させ、障がいのある人の虐待の防止や早期発見に努めていく。	・相談体制の充実や虐待の防止について、福岡県主催の研修を受講した。 また、虐待の疑われる相談等については、障がい者虐待防止センターと連携し、施設への立入調査等を行い、事業所等へ支援体制の改善を指導した。	・今後も継続的に虐待の対応についての研修を受講し、関係機関等との連携強化や障がいのある人への虐待防止、早期発見に努める。

2. 分野別人権施策の推進

第3次嘉麻市人権教育・啓発実施計画（令和6年度 実績他）

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和6年度取組事項	令和6年度実績	成果と課題
5. 障がいのある人の人権問題	③ 自分らしい自立した生活の支援	05-3-1	情報提供の充実	障がいのある人が自分らしい日常生活や社会生活を営むことができるよう、広報や情報媒体を活用した障がい福祉に関する情報提供を行い、自分に合ったサービスを適切に選択できるようにする。	社会福祉課	・ 広報や市のホームページを活用し、「障がい福祉のしおり」により情報提供の充実を図っていく。	・ 正しい知識と理解が深められるように、解りやすい表現で「障がい福祉のしおり」を作成し、窓口において紙媒体で配布を行うとともに、ホームページにおいても掲載を行い、情報提供の充実に努めた。	・ 飯塚圏域障がい者基幹相談支援センターのホームページにおいても事業所の情報などを公開しており、今後も情報提供の充実を図っていく。
		05-3-2	相談支援体制の充実	障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、障がい者基幹相談支援センターを地域の相談の拠点として支援を行っていく。また、相談事業について広報紙などでの周知に努め、相談体制の充実を図る。	社会福祉課	・ 飯塚圏域障がい者基幹相談支援センターを地域の相談の拠点とし、支援を行っていく。 ・ 身体、知的、精神障がい者相談員について、広報紙等で制度の周知を行い相談体制の充実に努めていく。	・ 身体・知的・精神障がい者相談員を配置し相談支援を行った。 また、飯塚圏域障がい者基幹相談支援センターにおいても様々な相談について対応し、支援を行っている。 ・ 精神障がい者相談員については、毎月、相談会の開催を広報紙に掲載し、周知を行った。	・ 今後も関係機関等と連携し必要な情報の提供や助言を行い、身近なところで相談が行える体制づくりを推進する。
		05-3-3	障がい福祉サービスの充実	障がいのある人が自分らしい日常生活や社会生活を営むことができるよう、計画相談支援事業所などの障がい福祉サービス事業所と協議を行い、障がい福祉サービスの充実を図る。	社会福祉課	・ 地域活動支援センターの機能を強化し、社会参加や社会活動を促進するための日中活動の場や機会の充実を図るとともに、生活援助や移動支援などの充実を図っていく。	・ 障がいのある人が、飯塚圏域障がい者基幹相談支援センターや相談支援事業所に相談し、希望に応じた適切な障がい福祉サービスの給付等を受けることができるよう、相談支援専門員と連携を取り、日中活動の場や機会の充実を図った。	・ 今後も関係機関と連携し、障がいのある人の社会参加や社会活動が促進されるよう障がい福祉サービスの充実に努める。
		05-3-4	障がい者自立支援ネットワークの運営	障がい者自立支援ネットワークでの情報共有による相互の連絡を図り、地域における障がいのある人などへの支援体制に関する課題について協議を行う。 また、関係機関などの連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備を行う。	社会福祉課	・ 飯塚圏域における担当で構成された障がい者地域自立支援ネットワークを定期的開催し、協議を行っていく。	・ 飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワークにおいて、2市1町の担当者及び飯塚圏域障がい者基幹相談支援センターとが情報を共有し、障がいのある人の住まいや生活の場の確保などの推進について定期的に協議を行った。	・ 今後も引続き地域の実情に応じた体制の整備について協議を行っていく。
	④ 社会参加機会の充実	05-4-1	福祉環境整備の促進	障がいのある人が安全・安心に生活し、社会に参加できるよう、生活空間のバリアフリー化を推進する。また、多様な人々が利用しやすい環境をデザインする「ユニバーサルデザイン」の考え方を普及促進し、誰もが利用しやすい公共施設の運営に努める。	総務課	・ 本庁舎の駐車場については、障がい者及びふくおかまごころ駐車場を設置。今後も市民の要望を含め、本庁舎が利用しやすくなるよう改善に努める。	・ 本庁舎が利用しやすくなるよう改善に努めている。	・ 今後も継続して行っていく。
					土木課	・ 市道及び公園の整備にあたっては、関係条例に基づきバリアフリー化を推進する。	・ 横断歩道の安全確保、インクルーシブ遊具、車いすの進入が可能な車止めを設置。	・ 市道については、用地買収を含めた道路改良を計画的に実施する必要がある。 ・ 公園については、継続してインクルーシブ遊具の設置を推進していく。
					こども育成課	・ 保護者、学校等と連携しながら、安心して利用できる施設整備に努める。	・ どんぐり保育所における改修工事の実施など、適正な保育環境のもとで保育が実施できるよう、市立保育所及び学童保育所の環境整備を図った。	・ すべての人にとって安心・安全で、利用しやすい施設となるよう、引き続き適切な環境整備に努める。
					環境課	・ 高齢者等が、安全かつ快適に利用できるよう施設環境の整備に努める。	・ 安心かつ快適に施設を利用できるように維持管理を行った。	・ 今後も引き続き、快適に利用できるよう維持管理に努める。
					高齢者介護課	・ 施設によりハード面でのバリアフリー化整備には違いがあるが、障がいの有無や年齢、性別、国籍などによってサービスが制限されることがないよう環境づくりに取り組む。 ・ 改修工事を行う際は、施設のバリアフリー化に努める。	・ 社会福祉施設の管理運営については、指定管理制度を導入しており、民間企業による適切な管理運営に努めた。また、施設の改修工事を行うにあたり、施設のバリアフリー化に努めた。	・ 社会福祉施設の老朽化が進んでおり、今後も改修工事等を行う場合は、ハード面でのバリアフリー化整備も含め実施していく必要がある。
					産業振興課	・ 所管する施設において、すべての人が安全かつ快適に利用できるよう配慮する。施設の整備・運営においては、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点に基づく整備・運営を図っていく。	・ 所管する施設に勤めている職員にも、市職員と同様、人権の視点に立った運営や接客に努めるよう共有することができた。	・ 所管する施設において、利用者が安全・安心して利用できるよう施設整備、また施設運営に取り組むことができた。

2. 分野別人権施策の推進

第3次嘉麻市人権教育・啓発実施計画（令和6年度 実績他）

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和6年度取組事項	令和6年度実績	成果と課題
5. 障がいのある人の人権問題	④ 社会参加機会の充実	05-4-1	福祉環境整備の促進	障がいのある人が安全・安心に生活し、社会に参加できるよう、生活空間のバリアフリー化を推進する。また、多様な人々が利用しやすい環境をデザインする「ユニバーサルデザイン」の考え方を普及促進し、誰もが利用しやすい公共施設の運営に努める。	住宅課	・市営住宅において、障がいのある方が椅子やベットでの生活を快適に送れるよう、一部、畳の部屋をフローリングに改修する。	・市営住宅の空家改修時に、一部、畳の部屋をフローリングに改修した。	・今後も、障がいのある方が快適に生活できるよう、フローリングへの改修を順次行う。
					防災対策課	・避難所においては、避難生活の負担を軽減できるよう施設所管課等と連携を行い対策に努める。	・避難所班及び避難所所管課と事前に各避難所で研修を行うなど、連携し対策を行った。	・今後も関係部署と連携を図り、より良い環境づくりに努める。
					教育総務課	・学校の校舎や体育館は児童生徒のみならず、保護者や地域住民等、様々な方が利用する施設であり、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、誰もが利用しやすい施設として、順次改善を図っていく。	・学校施設が安全に利用できるよう環境整備に努めた。	・今後も継続して行う。
					生涯学習課	・施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインを推進するため、施設の点検を行い改善に努める。	・公民館類似施設について、スロープ設置の計画あり。	・公民館利用者の高齢化は顕著であり、車いす等の利用者にも配慮していく。
					スポーツ推進課	・体育施設においては、概ねバリアフリー化されているが、どなたでも安全に利用できるよう配慮を行い、改善に努める。 ・指定避難所となっている嘉穂総合体育館のトイレの一部を和式から洋式に改修を行う。	・施設及び備品等の維持管理を適切に行い、体育施設が安全安心に利用できるよう配慮に努めた。 ・稲築武道館において、柔道用畳の入れ替え及び多目的トイレの改修を行い、障がいのある方をはじめ利用者の利便性向上に努めた。 ・嘉穂総合体育館のトイレの一部を和式から洋式に改修を行い、障がいのある方をはじめ、利用者の利便性向上に努めた。	・利用者の安全安心を第一に考え、施設及び備品等の維持管理においては、きめ細やかな対応を心掛ける。 ・今後も利用者のご意見・ご要望等を積極的に取り入れ、必要に応じた改善・改修を行う。
					総合支所 (碓井・山田・嘉穂)	・施設周辺の維持管理に細心の注意を払い、誰もが安心・安全に施設を利用できる環境を提供する。	・施設周辺の適切な維持管理により、誰もが利用しやすい環境を提供した。	・誰もが利用しやすい環境を維持するため、継続して施設の維持管理を行う必要がある。
					社会福祉課	・障がいのある人が安心して利用できるよう、ふくおか・まごころ駐車場やバリアフリーマップ等についての情報提供を行っていく。	・「障がい福祉のしおり」を作成し、ふくおか・まごころ駐車場やバリアフリーマップ等についての情報提供を行った。	・今後も関係機関との連携や協力体制の強化により福祉環境整備の促進に努める。
					人権・同和対策課	・利用者が施設を安全に安心して利用できるよう施設の維持管理を行うとともに、改善に努める。	・障がいのある人に対応するための新たな整備は実施しなかったが、利用者が安全に利用するための取組について検討した。	・誰もが利用しやすい施設とするため、日常業務において合理的配慮等について意識するとともに、更なる充実した施設を目指す。 ・大規模改修を行う際には、バリアフリー化に向けた検討を行う。

2. 分野別人権施策の推進

第3次嘉麻市人権教育・啓発実施計画（令和6年度 実績他）

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和6年度取組事項	令和6年度実績	成果と課題
5. 障がいのある人の人権問題	④ 会の社会参加機	05-4-2	教職員の障がい者支援などの研修会参加の推進	障がい者支援などの研修会・手話通訳者養成講座などへの積極的な参加について推進を図る。	学校教育課	・各種研修会への参加と校内研修会での他の職員への還元	・オンライン形式での学習会を実施するなど、教職員の障がい者支援の取組を推進した。	・障がい者支援等の研修会・手話通訳者養成講座などの参加について推進を図る。
		05-4-3	コミュニケーション支援の充実	障がいのある人の社会参加を支援するため、手話奉仕員養成講座を実施し、手話奉仕員の養成を行う。 また、窓口において手話タブレットを活用し、コミュニケーション支援の充実を図る。	社会福祉課	・手話通訳等を行える体制を構築し、コミュニケーションの充実を図っていく。	・手話奉仕員養成講座を実施し、入門課程7名、基礎課程6名が講座を修了した。 ・また、窓口においては手話タブレットを活用し、コミュニケーション支援の充実を図っている。	・手話奉仕員の養成や登録に努めているが、かま手話の会会員の減少や高齢化による支援の難しさが課題となっている。
	⑤ 障がいのある人への就労支援	05-5-1	就労支援の推進	障がいのある人へ就労に関する情報提供充実を図るため、飯塚公共職業安定所（ハローワーク）などと連携し、障がいのある人の就労などに関する情報提供や相談に応じる。また、障がいサービスの利用による就労支援実施によって、就労の継続ができるよう推進する。	社会福祉課	・飯塚公共職業安定所（ハローワーク）や県内の障害者就業・生活支援センター等との連携を図り、就労支援を行っていく。	・飯塚圏域障がい者基幹相談支援センター及び相談支援事業所と連携を図り、障がいのある人の就職等についての支援を行った。	・今後も関係機関と連携を図り、就労支援を行っていく。
		05-5-2	障がいのある人の雇用の推進	計画的な市職員採用選考試験の実施や多様な任用形態の活用により、障がいのある人の雇用の推進を図る。	人事秘書課	・新規職員等の採用に当たっては、障がいのあるなしに関わらず広く募集するとともに法定雇用率の遵守も視野に入れ、障がいのある人の雇用の促進を図る。	・障がい者雇用に関する募集を適宜行っており、法定雇用率を達成できている。	・任期の定めがない職員として、障がい者雇用を適宜行っているが、競争試験の性質上、採用できないこともあるため、今後も広く周知を図っていく。
6. アイヌの人々の人権問題	①	06-1-1	啓発活動の推進	アイヌの人々に対する偏見や差別意識の解消に向け、アイヌ民族の歴史や文化、伝統などを正しく理解するための啓発活動を行う。	人権・同和対策課	・各種媒体を活用しながら情報提供等啓発活動を実施する。	・人権にかかわるパンフレット等を隣保館等公共施設に設置し、情報提供を行った。 ・多文化に対する理解を深めるための研修会を開催した。	・引き続き情報発信等啓発活動を行っていく。

2. 分野別人権施策の推進

第3次嘉麻市人権教育・啓発実施計画（令和6年度 実績他）

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和6年度取組事項	令和6年度実績	成果と課題
7. 外国人の人権問題	流① 講演会の実施や 交流	07-1-1	交 流 活 動 の 推 進	研修会・フェスティバルなどを開催し、異なる文化・風習を認め合うことで外国人に対する偏見や差別意識の解消に向けた交流活動の実施に努める。	人権・同和対策課	・異なる文化や風習を互いに理解し、偏見や差別意識を解消するための情報提供を行う。 ・また、相互に交流できる活動の実施について検討を行う。	・多文化に対する理解を深めるための研修会を開催した。	・引き続き異なる文化や風習を学ぶ機会を検討していく。
	② 環境づくりや相談支援体制・情報等の提供	07-2-1	行政窓口における相談支援体制の推進	スムーズな窓口案内に取り組み、外国人が安心して生活できるよう、ゴミ出しなどの生活情報や地域情報、災害情報などを多言語またはやさしい日本語で分かりやすく提供するとともに、人権を含むそれらの相談窓口や国際交流イベントなどの情報提供に努める。	総務課	・窓口案内表示は英語表記をしているが、今後も改善に努める。	・本庁舎が利用しやすくなるよう改善に努めている。	・今後も継続して行っていく。
					総合政策課	・県国際交流センターと連携し、在住外国人の様々な相談等に対応するため、多言語出張相談会を開催する。（1回）	・窓口やHP等で国際交流、多文化共生関係の情報発信につとめた。（15か国の言語で書かれている『外国人の金融サービスの利用についての外国人用パンフレット』を本庁舎及び碓井庁舎計5箇所設置） ・多言語出張相談会については体制が整わず実績なし	県国際交流センターと連携できておらず、相談会を開催出来なかった。今後は実施に向け検討する。 ※R7年5月中に県国際交流センターと打合せ予定
					市民課	・窓口に常備している翻訳できるタブレットの積極的活用を図るとともに、昨年度、国民健康保険の内容で作成した英語標表記のチラシも有効的に活用する。	・窓口に常備している翻訳できるタブレットやチラシを活用した。	・在住外国人の窓口対応をスムーズにできるよう継続して取り組んでいく。
					環境課	・家庭ごみの出し方ガイドで、イラストを表示するとともに、やさしい日本語での提供に努める。	・家庭ごみの出し方ガイドで、イラストなどを活用し、優しい日本語で情報提供を行った。	・今後も引き続き、安心して生活ができるよう情報提供に努める。
					防災対策課	・要配慮者や外国人の方も安心して相談できるよう、職員一人ひとりが、わかりやすい説明に努める。	・窓口対応等において、外国人の方からの問い合わせは生じなかった。	・今後も安心して相談できる体制づくりに努める。
					人権・同和対策課	・法務局作成のパンフレット等を活用し、情報提供等を行う。	・法務局作成の外国人向けパンフレット（10言語分）を設置。	・相談を受けることはなかったが、継続して行っていく。
		07-2-2	多文化共生事業の推進	市内在住在勤の外国人を対象として日本語教室を開催し、社会生活の円滑化を図る。	生涯学習課	・市内在住、在勤の外国人を対象とした日本語教室を開催する。	・日本語教室を平成31年度から開催（年間16回）	・オンラインでの開催を検討する。
	の③ 推進別意識の 解消に向けた人権教育・啓発	07-3-1	人権問題研修	外国人への偏見や差別意識の解消に向け、国や地域の文化についての理解を深めるための研修会を開催し、多文化共生の地域づくりに努める。	人権・同和対策課	・各種媒体を活用しながら情報提供等啓発活動を実施する。	・窓口等にパンフレットを設置し、外国人に対する差別意識を解消するための啓発に努めた。 ・多文化に対する理解を深めるための研修会を開催した。	・外国人に関する差別事象の報告は受けていないが、引き続き情報提供を図っていく。
					生涯学習課	・国際理解が深まるよう様々な場で啓発し、相互理解の促進する。	・DVDなどを活用した研修会を開催し、国際理解が深まるよう啓発に努めた。	・今後も国際理解が深まるような研修会を開催し、相互理解の促進を図る。
		07-3-2	人権教育・啓発の推進	児童生徒に対して、国際理解教育（総合的な学習の時間を中心に）の実施など、学習プランの推進に努める。	学校教育課	・計画的な国際理解教育の推進	・児童・生徒に対して総合学習の授業により計画的な国際理解教育を推進した。	・児童・生徒に対して総合学習の授業により計画的な国際理解教育の推進を図る。

2. 分野別人権施策の推進

第3次嘉麻市人権教育・啓発実施計画（令和6年度 実績他）

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和6年度取組事項	令和6年度実績	成果と課題
8. HIV感染者・新型コロナウイルス感染者等の人権問題	①	08-1-1	相談・支援体制の充実	感染症の発生動向を注視し、感染症に関する相談に対し、適切に対応できるよう、関係機関との連携に努め、当事者への適切かつ寄り添った支援につなげる。	健康課	・相談者のニーズに応じた速やかな対応ができるよう、感染動向及び各種支援策を適切に把握したうえで、寄り添った支援を行う。	・感染症の状況や予防としての予防接種の対応については、相談者の気持ちに寄り添い適切な対応を行った。	・コロナについては、5類疾患へ移行したことにより、苦情や不安を訴える方は減少していった。ただ、予防接種の位置づけが変わったことで、接種体制に対する相談や問い合わせが増えた。
					人権・同和対策課	・人権に関する相談窓口の周知と、体制の充実に努める。	・啓発冊子、広報等で相談窓口の周知を行った。 ・相談を受けた際に適切な対応ができるよう研修参加を促した。	・相談実績はないが、引き続き幅広い相談業務に対応できるよう、関係課との連携のもと対応について取り組んでいく。
		08-1-2	啓発活動	様々な感染症に対し、正しい知識の不足などにより、感染症に対する不安や恐怖心、また誤った情報から起こる偏見や差別意識を解消するため、わかりやすく正しい知識の普及啓発に努める。	健康課	・広報紙、市ホームページ等を活用し、正しい理解のための周知啓発を行う。	・新たな感染症は今年度は発生しなかったが、コロナ感染症については5類疾患に移行したにもかかわらず、感染に対する不安や予防対策についての相談が入り、正しい情報の発信を心がけた。	・広報紙と、ホームページを活用し情報発信を行うことができた。
					人権・同和対策課	・各種媒体を活用して感染症について正しく理解してもらえるための啓発活動に取り組む。	・病気に対する偏見をなくす内容の記事を掲載し啓発に取り組んだ。	・感染症等について正しく理解してもらえるよう、引き続き情報提供に努めていく。
		08-1-3	児童・生徒を対象とした学習（道徳・保健体育）	感染症及びその防止について学習を推進する。また、そのことにより、感染者などに対して理解を深め、人権意識の醸成を図る。	学校教育課	・道徳、保健体育の時間等を活用し、感染症などについて学習することによって、感染者等への理解を深め人権意識の育成を図る。	・道徳科、保健体育科の時間等を活用し、感染症などについて学習することによって、感染者等への理解を深め人権意識の育成を図った。	・道徳科、保健体育科の時間等を活用し、感染症などについて学習することによって、感染者等への理解を深め人権意識の育成を図る。
9. 等回 の復 人者 権及 セン 問題 そ病 の患 者 族・	①	09-1-1	啓発普及活動	偏見や差別意識を解消するため、正しい知識の普及に努め、誤った情報に惑わされず偏見や差別を許さない意識を持つための啓発に努める。	人権・同和対策課	・各種媒体を活用し、市民の方に正しく理解してもらえるよう情報提供等啓発活動を実施する。	・広報嘉麻に記事を掲載し、啓発に努めた。	・相談の実績はないが、発生した際に的確な対応ができるよう、関係課との連携を維持するとともに、情報収集に努めていく。
10. 人権 問題 被害 者 と そ の 家 族 の	①	10-1-1	犯罪被害者に対する相談体制・支援の推進	国や県の関係機関などと連携した相談体制を充実させるとともに、救済希望者へ関係機関による相談対応、相談業務などの周知を図る。	防災対策課	・ホームページ等で犯罪被害者のための相談窓口や基金・奨学金等の支援制度の紹介等の広報活動による啓発を行う。	・ホームページでの各種制度の啓発を行った。	・今後も相談窓口の紹介等や条例に基づく見舞金の支給制度の広報活動による啓発を引き続き行う。
					人権・同和対策課	・人権に関する相談窓口の周知と、体制の充実に努める。	・啓発冊子、広報等で相談窓口の周知を行った。	・相談実績はないが、引き続き幅広い相談業務に対応できるよう、関係課との連携のもと対応について取り組んでいく。
11. の 人刑 権期 問を 結 え て 出 所 し た 人	①	11-1-1	相談・支援体制の整備	刑期を終えて出所した人などの社会復帰を円滑に行えるよう、関係機関と連携し、相談窓口の周知を図る。	人権・同和対策課	・人権に関する相談窓口の周知と、体制の充実に努める。	・啓発冊子、広報等で相談窓口の周知を行った。	・相談実績はないが、引き続き幅広い相談業務に対応できるよう、関係課との連携のもと対応について取り組んでいく。
		11-1-2	啓発活動	保護司会と連携し、広報紙や街頭などで、犯罪・非行・再犯防止の啓発を行う。	社会福祉課	・庁舎内外の掲示板等を利用し、犯罪・非行・再犯防止の啓発を行うとともに、補助金の交付等を通じて、保護司会の活動を支援する。	・掲示板等を利用し、犯罪・非行・再犯防止の啓発を行った。 ・また、補助金の交付等を通じて、保護司会の活動を支援した。	・今後も、積極的に啓発活動を行うと共に、継続して保護司会活動の支援に努める。

2. 分野別人権施策の推進

第3次嘉麻市人権教育・啓発実施計画（令和6年度 実績他）

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和6年度取組事項	令和6年度実績	成果と課題
12. インターネット上の人権問題	①	12-1-1	モニタリング	国に対し、インターネットなどを利用した差別行為の防止対策について要望していく。また、モニタリングにより発見した場合に関係機関と協力し、削除に努める。	人権・同和対策課	・引き続き、福岡県市長会などを通じて防止対策を要望するとともに、モニタリングを実施し、インターネット上の差別事象発見に努める。	・嘉穂隣保館においてモニタリングを実施している。	・引き続き県と連携しながらモニタリングを実施していく。
		12-1-2	インターネットなどを利用した差別行為の防止に関する啓発	情報の収集及び発信に関する個人の責任や情報モラルについての関心を高め、適切な利用を促進し、人権侵害などの防止に向けた啓発に努める。	人権・同和対策課	・各種媒体を活用し情報提供等啓発活動を実施する。	・7月開催の人権のつどいをインターネットにおける人権侵害をテーマに開催した。	・引き続き、各種媒体を通じて情報発信など啓発に取り組んでいく。
					生涯学習課	・情報モラルに関する啓発教材等を使用し、インターネットなどによる人権侵害の防止に関する啓発を行う。	・市民が情報端末を正しく安全に利用するとともに、情報を正しく安全に活用するための知識や技能について、様々な機会を通じ、啓発を行った。	・情報社会の危険から身を守り、不適切な情報に対応するとともに、危険を予測し被害を予防していくため、継続的に啓発を行っていく。
		12-1-3	インターネットに関する情報モラル教育	児童生徒の発達段階に応じた情報モラル教育及び情報活用能力の向上に努める。	学校教育課	・情報モラル教育の推進	・情報教育支援員による学校支援（児童生徒の発達段階に応じた情報活用能力の育成、情報モラル教育の実施、教職員研修の実施等）を行い、情報活用能力の向上に努めた。	・情報教育支援員による学校支援（児童生徒の発達段階に応じた情報活用能力の育成、情報モラル教育の実施、教職員研修の実施等）を行い、情報活用能力のさらなる向上を図る。
13. 性的少数者の人権問題	①	13-1-1	性的少数者に対する啓発及び相談体制の充実	性的少数者に対する理解を促進するための啓発に努め、自らの性自認・性的指向・悩みなどを周囲に打ち明けにくい環境を改善するとともに、相談窓口の周知及び相談体制の充実を図る。	男女共同参画推進課	・嘉麻市男女共同参画社会基本計画に基づきLGBTなどの性的少数者についての理解を深めるための啓発を行うとともに関係各課と連携し相談体制の充実を図る。	・男女共同参画社会基本計画に基づき、LGBTなどの性的少数者についての理解を深めるための啓発を行った。	・今後も継続して実施する。
					人権・同和対策課	・各種媒体を活用した啓発活動を実施するとともに、福岡県のパートナーシップ宣誓制度と連携した自治体サービスの提供拡充について検討を行う。	・福岡県のパートナーシップ宣誓制度と連携して、自治体サービスを提供している。	・引き続きサービスの提供するとともに、サービス内容の拡充について検討を行っていく。
題14. ホームレスの人の人権問題	①	14-1-1	ホームレスの人々に対する相談体制の充実	ホームレス状態の人が抱える問題を理解し、課題に対応できるよう相談体制の充実を図り、自立に向けた相談では、関係機関へ繋ぐなどの個々に応じた支援に努める。	人権・同和対策課	・人権に関する相談窓口の周知と、体制の充実に努める。	・啓発冊子等で相談窓口について周知を行った。	・相談実績はないが、引き続き幅広い相談業務に対応できるよう、関係課と連携のもと対応について取り組んでいく。
					社会福祉課	・嘉麻市社会福祉協議会等の相談対応の支援に努める。	・関係課及び社会福祉協議会と連携し、個々に応じた支援を行った。	・引き続き、関係課及び社会福祉協議会と連携した支援に努める。
15. 北朝鮮被害当局等によつて拉致された	①	15-1-1	研修・啓発の推進	「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」などの機会を活用し、人権侵害である拉致問題の関心と認識を深めていくため、ポスター・パネル展示などにより周知及び啓発を推進する。	人権・同和対策課	・各種媒体を活用した啓発活動を実施する。	・「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」にあわせデジタルサイネージにより情報提供を実施した。	・拉致問題に関する認識を深めてもらうための周知を継続的に実施していく。
		15-1-2		国が作成した拉致問題に関するアニメなどの教材の活用を周知し、児童生徒が拉致問題について理解し、拉致問題を人権問題として考えていくことができるよう啓発に努める。	学校教育課	・社会科、総合的な学習の時間等を活用し、啓発を行う。	・社会科、総合的な学習の時間等で、国が作成した拉致問題に関するアニメ等の教材を活用して、児童生徒等が拉致問題について深く認識し、拉致問題を人権問題として考えていくことができるよう啓発を実施した。	・社会科、総合的な学習の時間等で、国が作成した拉致問題に関するアニメ等の教材を活用して、児童生徒等が拉致問題について深く認識し、拉致問題を人権問題として考えていくことができるよう、更なる啓発に努める。

2. 分野別人権施策の推進

第3次嘉麻市人権教育・啓発実施計画（令和6年度 実績他）

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和6年度取組事項	令和6年度実績	成果と課題
16.災害発生時の人権問題	①	16-1-1	災害時に備えた避難行動要支援者対策の推進と避難所における人権確保の取組	避難行動要支援者名簿や個別計画を作成、共有するなど、自主防災組織や各種機関と連携し、非常時に迅速に対応できる体制づくりに努める。 避難所においての人権侵害防止やプライバシーの確保など避難所運営マニュアルに沿って、あらゆる人権の視点に立った運営を行う。	防災対策課	・避難行動要支援者名簿の更新を行い、自主防災組織など関係団体に配布し、連携を図る。 ・避難所運営マニュアルに沿った避難所毎の研修を行い、人権の視点に立った運営に努める。	・令和6年度についても避難行動要支援者名簿の配布を行った。 ・各避難所ごとに、運営研修を行い、確認できた。	・大きな問題もなく運営できている。今後も継続して取り組んでいきたい。
		16-1-2	災害時に備えた支援と啓発	避難所では全ての利用者の人権の視点に立った、きめ細かな運営及び支援を行い、被災者に対する人権侵害や根拠のない風評などによる偏見を防止する啓発に努める。	男女共同参画推進課	・避難所ではプライバシーの確保や被災者に対する人権侵害防止に配慮するとともに、男女共同参画の視点に立った避難所運営を関係課と連携して行っていく。	・「男女共同参画の視点からの防災・災害対応について」をテーマとした研修を実施した。	・今後も継続して実施する。
					人権・同和対策課	・人権に配慮した避難所運営となるよう、関係課と情報共有を図るとともに、各種媒体を活用した啓発活動を実施する。	・災害時、避難所運営において、特に問題となるようなケースはなかった。	・人権の視点に立った避難所運営ができるよう関係課との情報共有に取り組んでいく。
		16-1-3	災害時に備えた支援と体制づくり	避難行動要支援者名簿や個別計画の作成を行い、非常時に迅速に対応できる体制づくりに努める。また、一般の避難所での対応が困難である要配慮者を受け入れる福祉避難所の充実を図っていく。	高齢者介護課	・避難行動要支援者名簿を関係機関や地域の支援者に配布し、情報共有することで、地域全体で要支援者を見守る体制の構築を図る。避難所については、避難者のプライバシーが確保できるよう取り組み、職員と住民が一丸となり人権侵害防止に配慮した避難所運営に取り組む。	・避難行動要支援者名簿については、警察署、消防署、消防団、自主防災組織、行政区長、在宅介護支援センター、民生委員・児童委員、社会福祉協議会に配布し、情報共有を図った。 ・個別計画については、在宅の要支援者全ての方を対象に作成を進めた。 ・避難所開設の際は、プライバシーの確保や被災者に対する人権侵害防止に配慮するよう努めた。	・避難行動要支援者名簿については、地域への情報提供に同意していただいた要支援者のみ記載しており、今後も同意していただける要支援者が増えるよう、避難行動要支援者対策事業の啓発に取り組む必要がある。 個別計画については、計画の更新作業を進めていく必要がある。
					社会福祉課	・避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者へ配付し、災害等の非常時に迅速に対応できる体制整備を行う。また、プライバシー確保、人権侵害防止に留意し、避難所運営にあたる。	・避難行動要支援者名簿を警察、消防、民生委員、行政区、自主防衛組織等の支援関係者に配付し、地域での災害時の支援と体制整備を行う。 また、プライバシー確保、人権侵害防止に留意し、避難所運営を行った。	・今後も、地域での支援と体制整備を行い、避難所運営においてはプライバシー確保と人権侵害防止に努める。